

自己点検・評価報告書

令和2年7月

秋田工業高等専門学校

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	秋田工業高等専門学校
2. 所在地	秋田県秋田市飯島文京町 1-1
3. 学科等の構成	準学士課程：創造システム工学科（平成 28 年度以前入学は機械工学科，電気情報工学科，物質工学科，環境都市工学科） 専攻科課程：生産システム工学専攻，環境システム工学専攻
4. 認証評価以外の第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：生産システム工学専攻，環境システム工学専攻） J A B E E 認定プログラム（専攻名： ） その他（ ）
5. 学生数及び教員数 （評価実施年度の 5 月 1 日現在）	学生数：816 人 教員数：専任教員 56 人 助手数：0 人
(2) 特徴	
秋田工業高等専門学校（以下「秋田高専」とする。）は国立高専の第 3 期校として昭和 39 年 4 月 1 日に設立された。工学系の高等教育機関に対する秋田県，秋田市などの行政，および地元産業界の強い要望により秋田市に誘致された。設立当時の構成学科は機械工学科，電気工学科，工業化学科の 3 学科であり，学生定員は各 40 名の計 120 名であった。5 年後の昭和 44 年 4 月 1 日には土木工学科が設置され，1 学年 4 クラス体制となった。平成 4 年 4 月 1 日には工業化学科を物質工学科に改組し，さらに翌平成 5 年 4 月 1 日には土木工学科を環境都市工学科に改組した。平成 6 年 4 月 1 日には専攻科（生産システム工学専攻，環境システム工学専攻）が設置された。平成 13 年から平成 15 年にかけて科学技術教育棟竣工と大規模な校舎の改修工事が行われ，平成 13 年 4 月 1 日には地域共同テクノセンターが設置された。平成 16 年 4 月 1 日に独立行政法人化し，電気工学科が電気情報工学科に名称変更された。平成 29 年 4 月 1 日に創造システム工学科に改組し，1 学科 4 系 8 コース制を導入し，現在に至っている。 秋田高専は，「深く専門の学芸を教授し，職業に必要な能力を育成する」ことを目的とした工学系の学校で，技術者の育成を主な使命としている。校訓は「創造・誠実・責任（3S）」，「健康・研究・協働（3K）」であり，教育理念は，①自立した人間形成，②新しいことへ挑戦する心，③自由な発想を実現する創造力の育成である（自立・挑戦・創造）。校訓，教育理念をもとに，教育および研究を通じて，地域を含む世界の産業界発展に貢献し，かつ，よりよい環境の創成に寄与する人材を養成することを目指している。 秋田高専の教育は，中学校卒業から 5 年間の準学士課程と，その後 2 年間の専攻科課程からなる。準学士課程では「学際領域を含めて高度な知識を有しており，技術課題に対して最善な解決策を提案し，それを実現していく創造性豊かな技術者」，専攻科課程では準学士課程における教育の基礎の上に，「より高度な工業に関する知識及び技術を教授研究し，優れた創造的開発能力を備えた実践的工業技術者」の養成を目指している。 準学士課程では，理数系に興味をもち，技術者の資質のある中学校卒業生を積極的に受け入れ，教育を行っている。中学校卒業後の 5 年間一貫教育の中で，低学年では人文科学系や自然科学系などの基礎科目に重点をおき，学年が進むにしたがい専門科目の授業時間が増えるくさび型教育を行っている。近年の国際化に対応すべく英語教育に力を入れており，TOEIC スコアの平均点の向上と 400 点以上の学生の割合の増加が顕著である。 専攻科課程では，講義は 10 名前後の少人数で行われることが多く，複合領域にも対応できるよう科目群が配置されている。また，専攻科課程の学生は研究を行うことが求められており，教員から直に 1 対 1 の指導を受け，卒業論文をまとめ，学会発表を行う。故に，専攻科課程の学生は準学士課程での教育を基礎に，少人数教育という恵まれた教育環境の中で，さらに高度な内容を学ぶことができる。また，国際分野で活躍できる技術者を育成するために，平成 21 年度より海外提携校と学術交流協定を結び，交換留学を行っており，フランスおよびフィンランドから多数の短期留学	

生の受け入れと学生の派遣を行っている。

秋田高専はこれまで約7千7百名の実践的技術者を輩出し、毎年、ほぼ全員が各学科および各専攻の専門性を活かすことができる進路に進んでおり、多岐に亘る分野で活躍している。また、準学士課程卒業生の4割の学生が進学し、専攻科課程の学生においても毎年大学院へ進学者を出している。地元企業との地域連携も活発であり、1992年に産学協力会を発足し、会員企業による県内企業を知る会を開催している。また、平成27年度には文部科学省の地（知）の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)に地元大学と連携して参画した。発展的に令和元年度からグローバル人材育成会を立ち上げ、卒業研究発表会において国内企業と学生、教職員との交流を図っている。

平成30年度にKOSEN（高専）4.0 イニシアティブ（国際化の加速・推進）に秋田高専から申請した「5ヶ月間の長期海外技術研修を核としたくさび型グローバルエンジニア育成事業」が採択された。本事業の3つの取り組みは、①4,5年における5ヶ月間の長期海外技術研修を行う「グローバルエンジニアプログラム」、②1～3年における国際教養大学と連携した集中講義（English Village）を行う「グローバル基礎プログラム」、③中学3年生に早期技術者教育を行う「中学&高専エンジニアリングキャンプ」である。海外留学先の候補となる学術交流協定校は令和元年度時点で4ヶ国13校を数え、今後さらに増える予定である。令和元年7月9日に事業の点検を行い、今後も事業を推進していく予定である。

Ⅱ 目的

1. 目的

本校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神にのっとり、及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

（秋田工業高等専門学校学則第1条）

2. 学科の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的

学科の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的は次のとおりとする。

「学際領域を含めて高度な知識を有しており、技術課題に対して最善な解決策を提案し、それを実現してゆく創造性豊かな技術者」の育成を目指し、以下のような技術者の育成を目的とする。

（1）地球環境や人間社会と技術の調和を視野に入れて人類の幸福を考え、技術者倫理を理解し、責任ある行動のとれる技術者

（2）生産の現場に不可欠な実践的かつ専門的な知識と技術を有する技術者

（3）自ら問題を発見・解決する能力を備え、生涯に亘って自ら学ぶことのできる自己啓発型技術者

（4）産業社会におけるグローバル化に対応するため、正しい日本語で表現（記述・口述・討論）し、かつ国際的に通用するプレゼンテーション能力を持つ技術者

（5）複雑で多岐に亘る工業技術分野に貢献できる技術を有し、融合複合領域にも対応できる能力を備えた技術者

（秋田工業高等専門学校学則第7条の2）

3. 系・コースの養成しようとする人物像

（機械系）

機械工学のあらゆる基礎を習得し、機械システムコースと知能機械コースのいずれかに関する専門性を持つことにより、融合複合領域の専門知識を有し、ものづくり経験を蓄積して物事の本質を見極め、新しい物と技術を生み出す技術者として、創造的で効率的な社会生産活動を協働して行うことができる。

（機械システムコース）

機械工学のあらゆる基礎を習得し、ものづくり経験を蓄積して物事の本質を見極め、新エネルギーや自動車航空機産業、素材加工に関する高度な技術要請に柔軟に対応して先進的な物と機能を生み出すことができる。融合複合領域の専門知識を有し、創造的で効率的な社会生産活動を協働して行うことができる。

（知能機械コース）

機械工学および電子、情報、制御に関する基礎を習得し、ものづくり経験を蓄積して物事の本質を見極め、医療機械、福祉機械のようなニーズにしっかりと対応して新たなタイプの知能機械を生み出すことができる。融合複合領域の専門知識を有し、創造的で効率的な社会生産活動を協働して行うことができる。

（電気・電子・情報系）

電気エネルギーと情報通信の有効活用に関して基盤となる電気情報工学分野の知識を習得して、電気および情報通信を利用する融合複合領域の専門知識を統合し、課題解決のための方法を模索・実行するとともに新しい技術を生み出すことができる。

（電気エネルギーシステムコース）

新しい電子材料の創製と、電子回路およびエレクトロニクスデバイス、電気回路、電気エネルギー、電気-機械変換など、持続的発展型社会の基盤となる電気エネルギーの発生と供給、それを利用する機器とシステムに関する専門知識を有する実践的創造能力を発揮することができる。

（情報・通信ネットワークコース）

ソフトウェア技術を中心にしたコンピュータから情報ネットワークなど、高度情報化社会の基盤となる情報処理と通信などの情報システムに関する専門知識を有する実践的創造能力を発揮することができる。

（物質・生物系）

物質・生物に係る基礎専門知識を習得し、高機能マテリアルの創製や物質循環に係る元素・生物資源の転換利用など、最先端技術に対応できる柔軟な思考力と創造力、実践力を身に付けており、さらに、医農工連携などの融合複合領域に関する専門知識を修得して、グローバル展開する産業の中で活躍できる。

（マテリアル・プロセス工学コース）

有機化学，無機化学，分析化学，物理化学などの基礎専門知識を兼ね備え，機能性マテリアルの合成や評価，工業化された製造プロセスの運転・最適化など，最先端の融合分野に深く関わる高度な実践的技術を有し，持続可能な社会の実現に貢献することができる。

（バイオ・アグリ工学コース）

生物化学，分析化学，分子生物学などの基礎専門知識を兼ね備え，生物を活用した有用物質の生産や評価，バイオマスの変換利用など，最先端のバイオテクノロジーに深く関わる高度な実践的技術を有し，持続可能な社会の実現に貢献することができる。

（土木・建築系）

道路，橋梁，河川，港湾，宅地造成地などの防災と保全技術，建築・都市に関する計画とデザイン，設計，およびこれら社会基盤の施工と維持管理のための技術を総合的に理解して，融合複合領域の専門知識を有し，課題解決のための方法を探し出し実行できる。

（国土防災システムコース）

社会基盤の防災と保全技術を支える実践的かつ専門的な知識と技術を理解し，課題解決のための方法を模索・実行することができる。

（空間デザインコース）

建築および都市に関して，実践的かつ専門的な知識と技術を理解し，課題解決のための方法を模索・実行することができる。

（各系，各コース卒業認定方針）

4. 系・コースの達成しようとしている基本的な成果

（機械系と機械システムコース）

力学，機械設計，製図，製作等の応用知識に加えて，材料力学，流体力学，熱力学，情報・制御，電気・電子，新材料等の高度な素材加工や動力変換，種々の新エネルギー変換に関する基礎および応用技術を習得する。

（機械系と知能機械コース）

力学，機械設計，製図，製作等の応用知識に加えて，材料力学，流体力学，熱力学，電子，情報，制御に関する基礎および応用知識，人体構造や不安を持つ人の心理学，社会科学を習得するとともに，これらを融合させた人に優しいロボット工学の技術を習得する。

（電気・電子・情報系と電気エネルギーシステムコース）

電気回路，電気磁気学，電気機器学，電子回路，電子工学，制御工学，組込み技術等を系統的に習得させるとともに，基礎的な融合複合領域の知識を備えた創造性に富む実践力を習得する。

(電気・電子・情報系と情報・通信ネットワークコース)

コンピュータシステム, プログラミング, ネットワーク, アルゴリズム, 組込み系プログラム等を系統的に習得させるとともに, 基礎的な融合複合領域の知識を備えた創造性に富む実践力を習得する。

(物質・生物系とマテリアル・プロセス工学コース)

有機・無機工業化学, 無機材料化学, 有機合成化学, 化学工学, プロセス工学などの専門知識を習得させ, これらの知識のもと, 実験実習を通して, 機能材料の合成プロセスや化学物質の製造・開発・管理, エネルギー資源の精製, 化成品製造, 化学プラントのスケールアップ・改良などの応用技術について, 実践力を習得する。

(物質・生物系とバイオ・アグリ工学コース)

生物有機化学, 生物化学工学, アグリサイエンス, バイオ工学, 高分子化学などの専門知識を習得させ, これらの知識のもと, 実験実習を通して, バイオプロセスに関わる酵素機能変換, 微生物生産, 食品素材開発, バイオマスなどの天然物の単離精製, 生理活性物質の生産, 機能性高分子合成などの応用技術について, 実践力を習得する。

(土木・建築系と国土防災システムコース)

社会基盤の防災と保全技術を支える施設の計画・設計・施工および完成した施設の維持管理と再生のための技術を習得する。

(土木・建築系と空間デザインコース)

建築および都市に関する企画・計画・設計・構造・設備・施工・制度・管理のための技術を習得する。

(各系, 各コースのカリキュラムポリシー)

5. 専攻科の目的

専攻科は, 高等専門学校における教育の基礎の上に, より高度な工業に関する知識及び技術を教授研究し, すぐれた独創的開発能力を備えた実践的工業技術者を養成し, もって広く産業の発展に寄与することを目的とする。

(秋田工業高等専門学校学則第40条)

6. 各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的

各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的は次のとおりとする。

(1) 生産システム工学専攻は, 複合領域分野や高度情報化社会における先端技術の開発や技術移転にも対応できる機械・電気情報システム工学の「総合力・システム思考能力を有する創造性豊かな技術者」の養成

(2) 環境システム工学専攻は, 自己の専門領域を超え, 環境への影響に配慮しつつ先端技術に柔軟に対応できるスキルを身につけた物質・環境システム工学の「総合力・システム思考能力を有する創造性豊かな技術者」の養成

(秋田工業高等専門学校学則第41条)

7. 専攻科課程の養成しようとする人物像と達成しようとしている基本的な成果

(養成しようとする人物像)

準学士課程で修得した基礎および専門技術に加え, より専門的に精通するとともにプレゼンテーション能力を身につけ, 技術者として国際分野で活躍できる。

複数の領域をまとめる総合力, 複雑で多岐に亘る領域に求められるシステム思考, 複合領域二も対応できる能力を備え, 技術者倫理を理解し, 修得した高度で実践的な知識と技術を背景に, 既存技術の発展や新たな技術の開発をし, 様々なアプローチの仕方により限られた時間内で技術的問題を含む課題に取り組み, 現時点での最良の解決策を導出できる。

(達成しようとしている基本的な成果)

(生産システム工学専攻)

機械工学，電気情報工学を基礎とした精密加工，システム工学，熱流体エネルギー，応用力学，エレクトロニクス，情報，制御，新素材などを含む先端科学技術に深く関わる高度な科学技術を修得する。特に，機械工学，電気情報工学の複合領域におけるメカトロニクス技術者として必要となる総合力・システム思考能力を含めた創造力を身につける。

(環境システム工学専攻)

物質・材料工学，環境都市工学を基礎とした無機材料，有機材料，微生物工学，水環境工学，環境地盤工学，環境地域計画学などを含む先端科学技術に深く関わる高度な科学技術を修得する。特に，無機材料・有機材料・生物材料を利用した水環境改善のための処理技術や物質循環・エコマテリアル工学などの物質工学，環境都市工学の複合領域における創造性豊かな技術者として必要な総合力・システム思考能力を含めた創造力を身につける。

(各専攻カリキュラムポリシー)

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点 【重点評価項目】 1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。	
【重点評価項目】 観点 1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。	
【留意点】 ○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については 1-1-④ で分析する。） ○ 定期的に行うということは、7 年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。 ○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規定を想定している。 ○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。 ○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。 ○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。	
関係法令	(法)第 109 条 (施)第 166 条 (設)第 2 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ■定めている □定めていない	◇実施の方針が明示されている規程等 1-1-①-(1)-1 自己点検・評価実施要項
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等） 1-1-①-(2)-1 秋田高専の PDCA サイクル 1-1-①-(2)-2 自己点検・評価委員会規則 1-1-①-(2)-3 分析評価委員会規則 1-1-①-(2)-4 アンケート対応実施専門部会規則

	1-1-①-(2)-5 運営会議規則 1-1-①-(2)-6 運営協議会規則
(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■設定している □設定していない	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等） [再掲]1-1-①-(1)-1 自己点検・評価実施要項
【重点評価項目】 観点 1-1-② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。	
【留意点】 ○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。 ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1-1-①の留意点の再掲。） ○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1-1-①(3)と関連。）	
関係法令	(法)第109条 (施)第166条 (設)第2条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ■収集・蓄積している □収集・蓄積していない	◇収集・蓄積状況がわかる資料 1-1-②-(1)-1 令和元年度後期公開授業について 1-1-②-(1)-2 令和元年度前期授業アンケートの調査結果及び「対応と課題」について 1-1-②-(1)-3 議事録の集積状況例（グループウェア） 成績評価のエビデンスとなる答案用紙などの資料保管は実施されているが、相互確認など点検体制整備が必要である。 ◇担当組織、責任体制がわかる資料 1-1-②-(1)-4 各資料収集・蓄積の担当組織一覧

(2) 自己点検・評価を定期的に実施しているか。 ■実施している □実施していない	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。） 1-1-②-(2)-1 H26 自己点検・評価報告書(表紙) ◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。 前後する場合もあるが、自己点検・評価は規定に従って5年ごとに実施している。これまでは秋田高専独自の評価項目について、データや資料を用いて自己点検・評価を行ってきた。現在の評価項目で自己点検・評価を行うのは今回が初めてである。
(3) (2)の結果を公表しているか。 ■公表している □公表していない	◇公表状況がわかる資料(ウェブサイトのアドレスの明示でも可。) 1-1-②-(3)-1 秋田工業高等専門学校ホームページ自己点検評価・外部評価 https://www.akita-nct.ac.jp/data/evaluation/
【重点評価項目】 観点1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。	
【留意点】 ○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。 ○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。 ○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 □満たしていると判断する ■満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■教員 ■職員 ■在学生 ■卒業（修了）時の学生 □卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。） 1-1-③-(1)-1 意見投稿ページ 1-1-③-(1)-2 教員の業績評価について 卒業（修了）生、就職・進学先関係者へのアンケート調査は現在実施中である。 ◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所

☐ 保護者 ☐ 就職・進学先関係者	1-1-③-(1)-3 H26 自己点検・評価報告書の該当箇所(抜粋)
(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。(該当する選択肢にチェック■する。) 【在学生の意見聴取】 ■学習環境に関する評価 ■学生による授業評価 ■学生による教育・学習の達成度に関する評価 (進級時等、卒業(修了)前の評価) ☐学生による満足度評価 (進級時等、卒業(修了)前の評価) ☐その他 【卒業(修了)時の意見聴取】 ■卒業(修了)時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ☐卒業(修了)時の学生による満足度評価 ☐その他 【卒業(修了)後の意見聴取】 ☐卒業(修了)後の学生による学習成果の効果に関する評価 ☐卒業(修了)後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 ☐その他 【外部評価】 ■外部有識者の検証 ■教育活動に関する第三者評価 (機関別認証評価、JABEE等。) ■設置計画履行状況調査 ☐その他	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所 1-1-③-(2)-1 設置計画履行状況調査の結果について(平成30年度) 1-1-③-(2)-2 運営協議会報告書(抜粋) 1-1-③-(2)-3 H26 高等専門学校機関別認証評価自己評価書(抜粋) 1-1-③-(2)-4 学生による授業評価(授業アンケート)実施要領 1-1-③-(2)-5 学生による教育と達成度評価実施要領 設置計画履行状況調査では指摘事項が付されていない。運営協議会ではイニシアチブ4.0に採択された事業について外部有識者による検証が行われている。前回の認証評価受審において学生による授業アンケート、在学生、卒業(修了)時学生、卒業(修了)生、就職・進学先への学習成果の効果についてアンケートを行い、教育の効果が上がっているか点検を行っている。 授業アンケートについては毎年実施しており、教員の教育改善と学生の授業振り返りに利用している。学生による教育と達成度調査はすでに実施しており、卒業(修了)生およびその進路先についてはアンケート調査を実施中であり、今後分析を行う予定である。 ◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。
【重点評価項目】 観点1-1-④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。 1-1-①-(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。 ○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、JABEE(日本技術者教育認定機構)によるJABEE	

Ｅ認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ■整備されている □整備されていない	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事要旨、活動記録等） [再掲]1-1-①-(2)-1 秋田高専のPDCAサイクル [再掲]1-1-①-(2)-2 自己点検・評価委員会規則
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 ■対応している □対応していない □指摘を受けていない	◇対応状況がわかる資料 1-1-④-(2)-1 今後改善すべき課題、問題点について（認証評価専門部会資料） 1-1-④-(2)-2 機関別認証評価総括（抜粋） 前回の認証評価における主な改善を要する点は以下の2点であるが、いずれも資料1-1-④-(2)-1、1-1-④-(2)-2のように対応済みである。 ○ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を構成する「求める学生像」は明文化されているが、もう一つの構成要素である「入学者選抜の基本方針」については、考え方は教職員に共有されているものの、明文化されていない。 ○ 学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価のための評価項目及び評価サイクルは設定されているものの、評価基準が不明瞭である。
(3) (2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 □改善に向けた取組を行っている ■改善に向けた取組を行っていない	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所 ◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料
1-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

評価の視点 1－2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。	
（準学士課程） 観点 1－2－① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成 28 年 3 月 31 日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの 3 ページ上段の基本的な考え方や、同 5 ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同 6 ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。 ○ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第 3 条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。 ○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。	
関係法令	（法）第 117 条 （施）第 165 条の 2 （設）第 17 条第 3～6 項、第 17 条の 2、第 17 条の 3、第 18 条、第 19 条、第 20 条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 準学士課程全体として定めている ☒ 学科ごとに定めている ☐ その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー） 1-2-①-(1)-1 本科三つの方針 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。

(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、 「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■整合性を有している □整合性を有していない	
(3) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■示している □示していない	
観点 1－2－② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成 28 年 3 月 31 日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの 3 ページ上段の基本的な考え方や、同 5 ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同 6 ページカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 2 項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式的に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。） ○ （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。	
関係法令	（施）第 165 条の 2 （設）第 15 条、第 16 条、第 17 条（第 7 項）、第 17 条の 2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。 （該当する選択肢にチェック■する。） ■準学士課程全体として定めている ■学科ごとに定めている □その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー） [再掲]1-2-①-(1)-1 本科三つの方針 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■整合性を有している □整合性を有していない	
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■どのような教育課程を編成するかを示している ■どのような教育内容・方法を実施するかを示している ■学習成果をどのように評価するかを示している □その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点 1－2－③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成 28 年 3 月 31 日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの 3 ページ上段の基本的な考え方や、同 5 ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同 6 ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で 1 つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の 3 要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。 ○ 「学力の 3 要素」とは、1 知識・技能、2 思考力・判断力・表現力等の能力、3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。	
関係法令	(法) 第 57 条、第 118 条（施）第 165 条の 2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。 （該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 準学士課程全体として定めている ☐ 学科ごとに定めている ☐ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） [再掲]1-2-①-(1)-1 本科三つの方針 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ☒ 目的・方針等を踏まえて策定している ☐ 目的・方針等を踏まえて策定していない	
(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ☒ 明示している ☐ 明示していない	
(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ☒ 明示している ☐ 明示していない	
(5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ☒ 含まれている ☐ 含まれていない	
（専攻科課程） 観点1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ 観点1-2-①の留意点に準ずるものとする。	
関係法令	（法）第119条第2項 （施）第165条の2 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する	

☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 専攻科課程全体として定めている ☐ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料 1-2-④-(1)-1 専攻科三つの方針 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。 専攻ごとのディプロマポリシーの制定について審議が必要である。
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 ☒ 整合性を有している ☐ 整合性を有していない	
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ☒ 示している ☐ 示していない	
観点 1-2-⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ 観点 1-2-②の留意点に準ずるものとする。	
関係法令	(施)第 165 条の 2 (設)第 15 条、第 16 条、第 17 条（第 7 項）、第 17 条の 2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 専攻科課程全体として定めている ☒ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料 [再掲]1-2-④-(1)-1 専攻科三つの方針 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。

(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■整合性を有している □整合性を有していない	
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。 （該当する選択肢にチェック■する。） ■どのような教育課程を編成するかを示している □どのような教育内容・方法を実施するかを示している □学習成果をどのように評価するかを示している □その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 専攻科課程でも準学士課程と同様に教育内容・方法と学習成果をどのように評価するか記述が必要である。
観点 1-2-⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ 観点 1-2-③の留意点に準ずるものとする。	
関係法令	（法）第 119 条第 2 項（施）第 165 条の 2、第 177 条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。 （該当する選択肢にチェック■する。） ■専攻科課程全体として定めている □専攻ごとに定めている □その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） [再掲]1-2-④-(1)-1 専攻科三つの方針 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■目的・方針等を踏まえて策定している □目的・方針等を踏まえて策定していない	学力の 3 要素について準学士課程と同様の記述が必要である。

(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ☒ 明示している ☐ 明示していない	
(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ☒ 明示している ☐ 明示していない	
(5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の３要素」に係る内容が含まれているか。 ☐ 含まれている ☒ 含まれていない	
１－２ 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 １－３ 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。	
観点 １－３－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。	
【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。	
関係法令	(法)第109条 (施)第166条 (設)第2条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規定等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。） [再掲]1-1-①-(2)-1 秋田高専のPDCAサイクル [再掲]1-1-①-(2)-2 自己点検・評価委員会規則
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ☒ 点検して、改定している	◇点検の実情に関する資料（実績） 1-3-①-(2)-1 R1 第7回教務委員会議事録 1-3-①-(2)-2 R1 第8回教務委員会議事録

☐ 点検した上で、改定を要しないと判断している ☐ 点検していない	
1－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 1

優れた点
特になし
改善を要する点
以下のような PDCA サイクルを通じた改善例を増やす努力が必要である。 ・ 学生による教育と達成度調査のアンケート結果について分析を行い，自己点検を行うこと。 ・ 教員，学生，卒業生（修了生），進路先への意見聴取やアンケート結果について分析を行い，自己点検を行うこと。 ・ 会議議事録のサイボウズへの蓄積と改善事例の記録の徹底 ・ 成績に関する資料保管の周知徹底と保管状況の確認体制の整備 ・ 専攻科課程のディプロマポリシー，カリキュラムポリシーとアドミッションポリシーの見直し

基準2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点

2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

観点2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

- 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に係る記述が明確になっていることを分析すること。
- 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。

関係法令

(法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。

■整合性がとれている

□整合性がとれていない

◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。

資料2-1-①-(1)-1

「準学士課程の学科、入学定員」（学則抜粋）

本校創設時は、機械工学科、電気工学科、工業化学科の合計120名の定員でスタートし、学科の新設、改組、名称変更などを経て、現在は創造システム工学科1学科（4系）構成となっている。高専の設置基準に照らして各学科はそれぞれ1学級40名で構成され、1学年の入学定員は160名である。

5年間の教育課程で、工学の基礎から応用に至る専門知識と技術、エンジニアリングデザインの基本的な能力、技術者倫理及び国際的に通用するプレゼンテーション能力といった人文社会系の素養、グローバル化への対応能力などを身に付けた卒業生は、社会の各分野に進出して活躍しており、社会が求める人材を送り出しており、整合性がとれている。

観点2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

- 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に係る記述が明確になっていることを分析すること。
- 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。

関係法令	(法)第119条第2項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ☒ 整合性がとれている ☐ 整合性がとれていない	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料 資料 2-1-②-(1)-1 「専攻科の専攻及び入学定員」（学則抜粋） 資料 2-1-②-(1)-2 「専攻科の概要」 https://www.akita-nct.ac.jp/course/senkouka/ ◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。 準学士課程で獲得した知識、技術に加えて、更に高度な工学知識と幅広い思考及び創造力を有する技術者を育成するため、1994年に専攻科を設置した。 資料 2-1-②-(1)-1 の秋田工業高等専門学校学則第 42 条に示すとおり、生産システム工学専攻（1 学年定員 8 名）と環境システム工学専攻（1 学年定員 8 名）の 2 専攻で構成され、生産システム工学専攻は機械工学科、電気情報工学科、環境システム工学専攻は物質工学科、環境都市工学科の卒業生をそれぞれ受け入れており、整合性がとれている。（資料 2-1-②-(1)-2）
観点 2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等） 資料 2-1-③-(1)-1 運営組織規則

	資料 2-1-③-(1)-2 委員会名簿資料 前出資料 1-1-②-(2)-5 運営会議規則 資料 2-1-③-(1)-3 入学者選抜委員会規則 資料 2-1-③-(1)-4 専攻科入学者選抜委員会規則 資料 2-1-③-(1)-5 教務委員会規則 資料 2-1-③-(1)-6 専攻科教務委員会規則 資料 2-1-③-(1)-7 学生委員会規則 資料 2-1-③-(1)-8 寮務委員会規則
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等） 資料 2-1-③-(2)-1 運営会議議事要旨 資料 2-1-③-(2)-2 教務委員会議事要旨 資料 2-1-③-(2)-3 学生委員会議事要旨 資料 2-1-③-(2)-4 寮務委員会議事要旨 資料 2-1-③-(2)-5 入学者選抜委員会議事要旨 資料 2-1-③-(2)-6 専攻科教務委員会議事要旨
2-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。	
観点 2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例１）目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。 （例２）目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる（助手は除く。）。 ○ (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。	
関係法令	(法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■確保している □確保していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表 資料 2-2-①-(1)-1 「一般科目担当教員の数」 資料 2-2-①-(2)-1 「専門科目担当教員の数」 資料 2-2-①-(1)-1 及び資料 2-2-①-(2)-1 に示すとおり本校の一般科目担当教員数は 18 名、専門科目担当教員数は 43 名であり、また専門科目を担当する専任教授・准教授数は 34 名で、（設）第 6 条及び第 8 条にそれぞれ定める教員数以上を確保している。
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■確保している □確保していない	
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ■確保している □確保していない	
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■担当が適切である □担当が適切でない	◇【別紙様式】担当教員一覧表等 資料 2-2-①-(4)-1 「教員の専門分野（学校要覧抜粋）」 https://www.akita-nct.ac.jp/publication/ 資料 2-2-①-(4)-2 「平成 31 年度前期 本科時間割表」 資料 2-2-①-(4)-3 「令和元年度後期 本科時間割表」 資料 2-2-①-(4)-4 「令和元年度の開講科目と担当教員」 https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/PublicDepartments?school_id=08&lang=ja 資料 2-2-①-(4)-1（2018 学校要覧（P31～33）、「教員一覧」）に専任教員の専門分野を示す。また、各教員の担当授業科目については、教員の専門分野に合わせて、各系内で調整し、これに授業の持ち時間、使用施設等を考慮して前期・後期の時間割表を作成している（資料 2-2-①-(4)-2 及び資料 2-2-①-(4)-3）。資料 2-2-①-(4)-4 は、Web シラバスで公開している令和元年度の開講科目と担当教員の一覧である。以上の資料のとおり、担当を適切に配置している。
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■博士の学位 □ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とす	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。 資料 2-2-①-(5)-1

る) ☐技術資格 ■実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） ☐海外経験 ■その他	「教員公募例」 資料2-2-①-(5)-1に例示するように教員の公募に際しては博士の学位取得者又は取得見込みであることを要件としている。また、選考に際しては民間企業経験等を含め総合的に判断して採否を決定している。 ◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。 資料2-2-①-(5)-1に例示するように教員の公募に際しては外国人の応募を積極的に募り、本校の国際化の一助となる人材の確保に努めている。
観点2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
関係法令	(法)第119条第2項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する ☐満たしていると判断しない （根拠理由欄） 特例的用専攻科の認定審査の結果を踏まえて、学修総まとめ科目である特別研究を担当する教員は、自己の専門または研究内容に沿った指導を行っており、「秋田工業高等専門学校専攻科 特例の適用認定を受けた専攻科における教育の実施状況等の審査に関する書類」（平成30年5月）及び特例適用専攻科の認定に係る結果を利用できると判断する。	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。 ☐適切に確保している ☐適切に確保していない (2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ☐担当が適切である	◇【別紙様式】担当教員一覧表等 ◆左記について、資料を基に記述する。

☐ 担当が適切でない		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。 ☐ 担当が適切である ☐ 担当が適切でない		◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料
観点 2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。		
【留意点】なし。		
関係法令	(設) 第 6 条 第 6 項	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ■ 配慮している ☐ 配慮していない		◇教員の年齢構成がわかる資料（観点 4-3-①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。） 資料 2-2-③-(1)-1 「教員年齢構成」 ◆配慮の取組について、資料を基に記述する。 資料 2-2-③-(1)-2 「秋田工業高等専門学校人事委員会規則」 資料 2-2-③-(1)-3 「秋田工業高等専門学校教員の選考について」 教員の採用に当たっては、学校の目的に沿った学科の意向及び「秋田工業高等専門学校教員の選考について」（資料 2-2-③-(1)-3）により、人事委員会（資料 2-2-③-(1)-2）で採用基準、採用方法について審議し、年齢、教育や実務の経験等によって採用を決定する。 校長を含む教員の年齢構成（資料 2-2-③-(1)-1）は、20～29 歳、30～39 歳、40～49 歳、50～59 歳、60～ 歳（再雇用含）が、それぞれ 0 名（0%）、11 名（18%）、20 名（33%）、22 名（36%）、8 名（13%）であり、特定の年齢層にできるだけ集中しないよう配慮し、それぞれの年代別に分散した配置となっている。

(2) (1)以外に配慮している措置はあるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■教育経歴 ■実務経験 ■男女比 □その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料 資料 2-2-③-(2)-1 「各系における学位取得数及び企業経験者数」 前出資料 2-2-③-(1)-1 「教員年齢構成」 前出資料 2-2-①-(5)-1 「教員公募例」 全教員のうち他学校勤務経験者は全体の 66%、また民間企業経験者が全体の 36%である。他学校、民間企業等における教員経験、企業経験などは、学生教育に直接または間接的に反映されており、教員経験者、企業経験者は適所に配置している(資料 2-2-③-(2)-1)。 平成 31 年度における女性教員数は 2 名であり、全体の 3%となっている(前出資料 2-2-③-(1)-1)。女性教員の数を増すため、教員採用においては同等の能力であれば女性優先として公募を行っている(前出資料 2-2-①-(5)-1)。 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■学位取得に関する支援 □任期制の導入 □公募制の導入 ■教員表彰制度の導入 □企業研修への参加支援 ■校長裁量経費等の予算配分 ■ゆとりの時間確保策の導入 □サバティカル制度の導入 ■他の教育機関との人事交流 □その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料 前出資料 2-2-③-(2)-1 「各系における学位取得数及び企業経験者数」 資料 2-2-③-(3)-1 「秋田工業高等専門学校教職員顕彰要項」 資料 2-2-③-(3)-2 「授業時間割編成に係わる基本方針」 資料 2-2-③-(3)-3 「高専・両技科大間教員交流制度実施要項」 資料 2-2-③-(3)-4 「校長裁量経費一覧(採択)」 資料 2-2-③-(3)-5 「新規教育システム構築経費一覧(採択)」 (学位取得支援) 学位取得者は修士 55 名(全体の 90%)、博士 52 名(全

	体の 85%) である (前出資料 2-2-③-(2)-1)。博士の学位取得者を増やすとともに研究業績の上積みができるよう配慮している。 (教員表彰制度) 教育研究等に関する取り組みの評価として、機構の教員顕彰とは別に、本校独自の顕彰制度 (資料 2-2-③-(3)-1) を設け、成果のあった教員を表彰している。 (校長裁量経費) 校長裁量経費として、教育研究環境の充実を図るために必要な経費を申請制で配分している。 さらに、新規教育システム構築経費として、新規の教育システムを構築するために必要な経費を申請制で配分している。 (ゆとり時間確保) 週に 1 日以上の授業空き日を設定している。 (人事交流) 高専・両技科大間教員交流制度を活用した人事交流を教員に案内し、積極的な人事交流を勧めている。(資料 2-2-③-(3)-3)。 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
2-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。	
観点 2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	

☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇教員評価に係る規程等がわかる資料 資料 2-3-①-(1)-1 「秋田工業高等専門学校教員業績評価実施要項」 教員の評価は教員業績評価実施要項（資料 2-3-①-(1)-1）に基づき、毎年 11 月に校長が実施している。平成 31 年度の業績評価では、各教員の researchmap データ及び各教員が記入する教員業績シートを基に、全員と面談した上で評価を行った。
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ☒ 実施している ☐ 実施していない	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料 資料 2-3-①-(1)-2 「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則（抄）」 （給与における措置） 給与における措置については、校長が教員面談で得た教員の自己評価等を総合的に判断し、「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則」（資料 2-3-①-(3)-1）に基づき、教員の昇給等を決定している。 資料 2-3-①-(1)-3 「教育研究基盤経費（教員分）」 （研究費配分における措置） 教員に配分している教育研究基盤経費については、科学研究費への申請の有無及び採択結果を反映させ、更なる意識向上につなげている。
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 給与における措置 ☒ 研究費配分における措置 ☐ 教員組織の見直し ☒ 表彰 ☐ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 資料 2-3-①-(3)-1 「国立高等専門学校機構教員顕彰実施要項」 前出資料 2-2-③-(3)-1 「秋田工業高等専門学校教職員顕彰要項」 （表彰）

	毎年、高専機構が実施する教員顕彰（資料 2-3-①-(3)-2）及び本校が独自に実施する教職員顕彰（前出資料 2-2-③-(3)-1）の 2 つの制度が定められている。 ◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。 校長は、毎年 11 月に各教員の reserchmap データ等を基に業績を 6 段階で評価する。評価結果は賞与、昇給、研究費配分、昇任、校内分掌等の判断材料とするほか、各表彰制度への応募候補者とするなど活用している。
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ■実施している □実施していない	◇教員評価に係る規程等を定めた資料 前出資料 1-1-③-(2)-4 「学生による授業評価(授業アンケート)の実施要領」 ◇実施していることがわかる資料 資料なし
観点 2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。	
【留意点】 ○ (3) の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。	
関係法令	(設) 第 11～14 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ■定めている □定めていない	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。） 前出資料 2-2-③-(1)-2 「秋田工業高等専門学校人事委員会規則」 前出資料 2-2-③-(1)-3 「秋田工業高等専門学校教員の選考について」 前出資料 2-2-①-(5)-1 「教員公募例」 本校専任教員の任用等（採用・昇任）については、高等専門学校設置基準第 11 条～14 条を踏まえ、「秋田工業高等専門学校人事委員会規則」（前出資料 2-2-③-(1)-2）、「秋

	田工業高等専門学校教員の選考について」(前出資料 2-2-③-(1)-3) を制定し、当該規則により実施・運用している。 採用は原則として公募によるものとし、公募の必要が生じた時は人事委員会委員長の付託により、当該公募に関する人事専門委員会が設置され、公募の準備を行う。締め切り後、同専門委員会は各応募者の適否を検討し、適任と認める候補者数名を選考のうえ、当該候補者の教育評価及び研究評価について審査し、結果を人事委員会委員長に報告する。同委員長はこの報告を受けて第一候補者を決定し、当該候補者との面接を実施し、結果を人事委員会に報告。その後、人事委員会で当該者の採用の可否について審議される。 応募書類には、履歴書のほか、教育・研究実践の業績目録、主要著書・論文の別刷り、高専における教育・研究についての抱負、推薦書(又は応募者について所見を求めることができる者の氏名)等の提出を義務付けており、教育上の能力については書類選考及び面接の際に総合的に考慮、適切に評価されている(前出資料 2-2-①-(5)-1)。 昇任についても、当該候補者の履歴書、教育・研究実践の業績目録、主要著書・論文の別刷りにより教育・研究評価について審査している。規則等での整備はされていないが、特に一般科目担当教員の審査にあたっては、分野によって、専門科目担当教員と同様の評価がしづらい面もあるため、研究業績のみに偏ることなく、本校における教育活動・役職等についても考慮しつつ、総合的な評価を行っている。
(2) (1) で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。(該当する選択肢にチェック ■ する。) ■ 模擬授業の実施 ■ 教育歴の確認 ■ 実務経験の確認 ■ 海外経験の確認 ■ 国際的な活動実績の確認 ■ その他	◇実施・確認していることがわかる資料 前出資料 2-2-①-(5)-1 「教員公募例」 教員公募(前出資料 2-2-①-(5)-1)においては、応募者の教育歴、実務経験、海外経験、国際的な活動実績等について、履歴書を含む提出書類を基とした人事専門委員会による書類審査及び面接(模擬授業等を含む)にて確認を行っており、教育研究の能力等について評価している。 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 公募提出書類の記載内容については、採用内定後に人事係より各該当項目について改めて問い合わせ等の確認を

	行っている。
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。 資料 2-3-②-(3)-1 「平成 30, 31 年度教員採用・昇任状況」 採用・昇任状況（資料 2-3-②-(3)-1）のとおり、平成 30 年度は 3 名の教員の採用、平成 31 年度は 6 名の教員の採用を決定している（辞退等を含む）。 また、平成 30 年度は 3 名の昇任について審議し、決定している。
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料 資料 2-3-②-(4)-1 「秋田工業高等専門学校非常勤講師採用基準」 非常勤講師の採用については、採用基準（資料 2-3-②-(4)-1）に則り人事委員会（前出資料 2-2-③-(1)-1 の審議を経て行っている。
2-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。	
観点 2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設) 第 17 条の 4
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。 ☐ 整備している	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程 FDを実施しているが、FDに関する関連規程がない。

☒ 整備していない		◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料 資料 2-4-①-(1)-1 令和元年度後期公開授業について
(2) 定期的に F D を実施しているか。 ☒ 実施している ☐ 実施していない		◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料 資料 2-4-①-(2)-1 令和 2 年度 F D 検討会の実施について 資料 2-4-①-(2)-2 秋田高専教職員 F D ・ S D 研修会開催のお知らせ 資料 2-4-①-(2)-3 特別支援教育に関する F D 研修について 資料 2-4-①-(2)-4 令和元年度 F D 検討会の実施について 資料 2-4-①-(2)-5 平成 3 0 年度 F D ・ S D 研修会の実施について 資料 2-4-①-(2)-6 平成 3 0 年度 F D 検討会の実施について ◇ F D に関する報告書等の該当箇所等 資料なし
(3) (2) の F D を実施した結果が、改善に結びついているか。 ☒ 結びついている ☐ 結びついていない		◆ F D の結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。 令和元年度 F D 検討会の議題であった 2 クラス同時授業はその後の複数クラス授業、遠隔授業、新型コロナ対策のための複数教室での授業などにも影響を与えた。遠隔授業は令和 2 年度 F D 検討会で議題として取り上げられ、秋田高専における遠隔授業の導入に貢献した。
観点 2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。		
【留意点】 ○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。		
関係法令	(法) 第 37 条第 14 項、第 60 条第 6 項、第 120 条第 1 項第 1 号、2 号、7 号 (設) 第 7 条、第 10 条、第 25 条第 2 項	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ☒ 配置している ☐ 配置していない		◇【別紙様式】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料 資料 2-4-②-(1)-1 「事務組織図」

(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ■配置している □配置していない	資料 2-4-②-(1)-2 「秋田工業高等専門学校事務組織規則」 資料 2-4-②-(1)-3 「技術教育支援センター組織図」 (基) 第十条により、事務職員、技術職員、図書館司書等の教育支援者を配置している。図書館には専門的職員として、司書と司書教諭を配置している。
観点 2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。	
【留意点】 ○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点 4-2-⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ■行っている □行っていない	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料 資料 2-4-③-(1)-1 「平成 31 年度 SD 研修会等の参加状況一覧」 (基) 第十条の二により、本校及び他高専・他大学等が実施する研修会等へ事務職員、技術職員等の参加の機会を設けている（資料 2-4-③-(1)-1）。
2-4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 2

優れた点
教員の評価については、高専機構による教員顕彰のほかに本校独自の教職員顕彰制度を設け、教員の教育活動、研究活動、学校運営、地域連携、国際交流等について総合評価し、顕彰者等を決定している。被顕彰者等は賞状を授与されるほかに、副賞として教育活動等の経費が校長裁量経費から配分され、教職員の教育研究活動等への取り組みにおける意識向上につなげている。
改善を要する点
FDに関する規定の整備と報告書の作成が必要である。

基準3 学習環境及び学生支援等

評価の視点	
3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。	
観点3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。	
【留意点】	
○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定する施設のことである。	
関係法令	(設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ☒ 確保している ☐ 確保していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表 3-1-①-(1)-1 「校地面積、校舎面積、運動場等の施設配置に関する資料」
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ☒ 確保している ☐ 確保していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表 [再掲]3-1-①-(1)-1 「校地面積、校舎面積、運動場等の施設配置に関する資料」
(3) 運動場を設けているか。 ☒ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている ☐ その他の適当な位置に設けている ☐ 設けていない	◇設置状況がわかる資料 [再掲]3-1-①-(1)-1 「校地面積、校舎面積、運動場等の施設配置に関する資料」 ◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ☒ 備えている ☐ 備えていない	◇設置状況がわかる資料 3-1-①-(4)-1 「専用施設設置状況に関する資料」
(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 実験・実習工場 ☐ 練習船 ☐ その他	◇設置状況がわかる資料 3-1-①-(5)-1 「実習工場の設置に関する資料」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。

(6) 自主的学習スペースを設けているか。 ■設けている □設けていない	◇設置状況がわかる資料 3-1-①-(6)-1_「自学自習スペースの設置状況に関する資料」 3-1-①-(6)-2_「自学自習スペースの設置状況写真」
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。(該当する選択肢にチェックする。) ■厚生施設 ■コミュニケーションスペース □その他	◇設置状況がわかる資料 3-1-①-(7)-1_「コミュニケーションスペースの設置状況に関する資料」 3-1-①-(7)-2_「コミュニケーションスペース設置状況写真」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇安全衛生管理体制がわかる資料 安全衛生管理委員会 3-1-①-(8)-1 秋田工業高等専門学校安全衛生管理体制に関する要項 3-1-①-(8)-2 秋田工業高等専門学校安全衛生管理委員会規則 3-1-①-(8)-3 秋田工業高等専門学校危機管理規則 3-1-①-(8)-4 平成 30 年度第 1 回リスク管理室会議議事要旨(案) 3-1-①-(8)-5 創造システム工学科 1 年次「基礎工作実習」の安全教育ガイダンスに関する資料 ◇設備使用に関する規定、設備利用の手引き等 3-1-①-(8)-6 学生のための安全マニュアル冊子 3-1-①-(8)-7 秋田高専危機管理マニュアル(第 2 版 31.3.8) 3-1-①-(8)-8 防災総合マニュアル
(9) (8) の体制が有効に機能しているか。 ■機能している □機能していない	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている事例に関する資料を基に記述する。 3-1-①-(9)-1 安全衛生管理委員会の巡視予告メール 3-1-①-(9)-2 安全衛生管理委員会の議事録 3-1-①-(9)-3 平成 30 年度防災避難訓練の実施について(通知)
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っている	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化

か。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	への取組を示す資料 3-1-①-(10)-1 バリアフリー化平面図 3-1-①-(10)-2 秋田高専キャンパスマスタープラン 2018(H30.06.6)
(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇体制に関する規程等の資料 3-1-①-(11)-1 施設整備委員会規則 3-1-①-(11)-2 安全衛生管理委員会規則 3-1-①-(11)-3 環境マネジメント専門部会規則 [再掲]1-1-①-(1)-1 自己点検・評価実施要項 [再掲]1-1-①-(2)-1 秋田高専のPDCAサイクル [再掲]1-1-①-(2)-2 自己点検・評価委員会規則
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ☐ 行っている ☒ 行っていない	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料 3-1-①-(12)-1 グループウェアサイボウズによる講義室、会議室の登録 3-1-①-(12)-2 施設利用許可願 ◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。 [再掲]3-1-①-(10)-1 秋田高専キャンパスマスタープラン 2018(H30.06.6) 教育生活環境の利用状況満足度に関するアンケートは現在調査中である。PDCAサイクルは整備されており、今後改善を行う予定である。
観点3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。	
【留意点】 ○ この観点のICT環境とは、無線・有線LANやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。 ○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたICT環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3-2-②で分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応した I C T 環境を適切に整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇ I C T 環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。） 3-1-②-(1)-1 「ICT 環境整備状況」 3-1-②-(1)-2_秋田工業高等専門学校情報処理センター運営委員会規則 3-1-②-(1)-3_秋田工業高等専門学校情報処理センター規則 3-1-②-(1)-4_校内ネットワークシステム 3-1-②-(1)-5_無線 AP 整備状況
(2) I C T 環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、I C T 環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料 3-1-②-(2)-1_情報セキュリティ管理委員会 3-1-②-(2)-2_情報セキュリティ推進委員会規則 3-1-②-(2)-3 秋田工業高等専門学校情報セキュリティポリシー 3-1-②-(2)-4 秋田工業高等専門学校情報セキュリティ教職員規則 3-1-②-(2)-5 秋田工業高等専門学校情報セキュリティ学生規則 3-1-②-(2)-6 秋田工業高等専門学校ソフトウェア管理要項 3-1-②-(2)-7 学生用 web ページ 3-1-②-(2)-8 令和元年度第 1 回情報処理センター運営委員会_議事要旨_資料 2 3-1-②-(2)-9_「2019 年度 教職員向け情報セキュリティ_e ラーニング」の取得方法について 3-1-②-(2)-10 [別添／実施要項] 教職員を対象とした情報セキュリティ教育の実施
(3) I C T 環境は有効に活用されているか。 ■活用されている □活用されていない	◇ I C T 環境の利用状況がわかる資料 3-1-②-(3)-1_情報処理センター時間外利用統計) 3-1-②-(3)-2_情報処理センター各室利用者数) 3-1-②-(3)-3 情報処理センター使用時間割表
(4) (3)について学生や教職員の I C T 環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制に関する規定等の資料 [再掲]3-1-②-(1)-2_秋田工業高等専門学校情報処理センター運営委員会規則 [再掲]1-1-①-(1)-1 自己点検・評価実施要項 [再掲]1-1-①-(2)-1 秋田高専の PDCA サイクル

	[再掲]1-1-①-(2)-2 自己点検・評価委員会規則
(5) (4)の体制が機能しているか。 ☐ 機能している ☒ 機能していない	◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。 ICT の利用状況および満足度についてアンケート調査を行っている。PDCA サイクルは整備されており、今後改善を行う予定である。
観点 3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。	
【留意点】 ○ 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。 ○ 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。	
関係法令	(設) 第 25 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ☒ 備えている ☐ 備えていない	◇整備状況がわかる資料 3-1-③-(1)-1_図書館運営委員会規則 3-1-③-(1)-2_図書館整備状況(図書館 MAP) 3-1-③-(1)-3 図書館利用案内（学内用） 3-1-③-(1)-4 開館カレンダー
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ☒ 系統的に収集、整理している ☐ 系統的に収集、整理していない	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料 3-1-③-(2)-1 図書館蔵書状況
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ☒ 活用されている ☐ 活用されていない	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料 3-1-③-(3)-1 貸し出し統計 3-1-③-(3)-2 入館者数
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料 3-1-③-(4)-1 図書館利用サービス（HP） 3-1-③-(4)-2 図書館利用案内（学外用）

	3-1-③-(4)-3 図書館利用案愛ポスター 3-1-③-(4)-4 図書館授業予定表 3-1-③-(4)-5 ブックハンティング事業 3-1-③-(4)-6 図書館利用ガイダンス
3-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
ICT の活用に関して、随時、情報セキュリティ情報を発信し、また、学生向けの HP を立ちあげ、利用可能なソフトウェア情報、ウイルス対策、校内無線 LAN の利用方法等の様々な学生サービスを発信している。	
評価の視点	
3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	
観点 3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。	
【留意点】 ○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。 ○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■学科生 ■専攻科生 ■編入学生 ■留学生 ■障害のある学生 □社会人学生 □その他	◇実施状況がわかる資料 3-2-①-(1)-1_H31 始業式実施要項 3-2-①-(1)-2 始業式日程表 3-2-①-(1)-3 新入生ガイダンス及び施設見学 3-2-①-(1)-4 専攻科ガイダンス 3-2-①-(1)-5 編入生オリエンテーション 3-2-①-(1)-6 入学前相談案内 3-2-①-(1)-7 短期留学生ガイダンス ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点 3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ (1) の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）につい	

でも分析すること。 ○ 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■担任制・指導教員制の整備 ■オフィスアワーの整備 □対面型の相談受付体制の整備 □電子メールによる相談受付体制の整備 □ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ■資格試験・検定試験等の支援体制の整備 ■外国への留学に関する支援体制の整備 ■その他	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料 ○ 3-2-②-(1)-1_担任制の整備資料 3-2-②-(1)-2_H31_学生相談サポート体制 3-2-②-(1)-3_オフィスアワー実施状況一覧表後期 3-2-②-(1)-4_校外学修の単位認定 3-2-②-(1)-5_日本漢字能力検定実施要項 3-2-②-(1)-6_TOEIC_英検実施要項 3-2-②-(1)-7_国際交流委員会規則 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 3-2-②-(1)-8_進路対策委員会規則 3-2-②-(1)-9_学習アドバイザー制度 3-2-②-(1)-10（令和元年度）進路ガイダンス実施要項 3-2-②-(1)-11（令和元年度）保護者進路相談会実施要項 3-2-②-(1)-12_県内企業を知る会実施要項
(2) (1)は、学生に利用されているか。 ■利用されている □利用されていない	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料 3-2-②-(2)-1_3者面談進路ガイダンス 3-2-②-(2)-2_オフィスアワー実施状況一覧表後期 3-2-②-(2)-3_学習アドバイザー実施状況 3-2-②-(2)-4_学習アドバイザー利用状況 3-2-②-(2)-5_R1全教員インターン報告会 3-2-②-(2)-6_平成30年度相談室利用状況 3-2-②-(2)-7_進路ガイダンス実施状況 3-2-②-(2)-8_保護者進路相談会（4M） 3-2-②-(2)-9_海外派遣制度利用状況一覧
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■担任制・指導教員制の導入	◇制度がわかる資料 [再掲]3-2-②-(1)-1_担任制の整備資料 [再掲]1-1-③-(1)-1 意見投稿ページ

☐ 学生との懇談会 ☒ 意見投書箱 ☐ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ☒ 機能している ☐ 機能していない	◇制度の機能状況がわかる資料 3-2-②-(4)-1_自主学习支援担任 3-2-②-(4)-2_研究室配属機械系 制度の機能状況が分かる資料がない。 現在実施しているアンケート調査において利用状況や満足度、自由記述による要望を確認する予定である。
観点3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。	
【留意点】 ○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。 ○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。	
関係法令	教育基本法第4条第2項（教育の機会均等） 障害者差別解消法第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）及び第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）又は第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）第9条～11条 ※障害者差別解消法とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」の略称のこと。
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇整備状況がわかる資料 3-2-③-(1)-1_外国人留学生規則 3-2-③-(1)-2_留学生指導教員配置 3-2-③-(1)-3_留学生のてびき 3-2-③-(1)-4_令和元年度後期授業時間割 3-2-③-(1)-5_外国人留学生に対するガイダンス
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料 3-2-③-(2)-1_留学生指導教員 ◇支援の実施状況がわかる資料

	3-2-③-(2)-2_留学生ガイダンス 3-2-③-(2)-3_留学生来校ガイダンス等日程表 3-2-③-(2)-4_2019 短期留学生研修発表会プログラム
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇整備状況がわかる資料 3-2-③-(3)-1_編入学生のオリエンテーション 3-2-③-(3)-2_編入学生ガイダンス
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■行っている □行っていない	◇編入学生を支援する取組がわかる資料 本校では、工業高校からの編入学生は、4 学年に進級した学生と同様に、学級担任を中心として支援する体制をとっており、その都度、担任が学習支援に対するアドバイスをを行う。特別な資料は存在しない。 ◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料 3-2-③-(4)-1_平成 3 0 年度第 3 回入学選抜委員会議事要旨 ◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。） 過去にあったが、現在は行っていない ◇支援の実施状況がわかる資料
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇整備状況がわかる資料 本校では、社会人学生を工業高校からの編入学生と同様、第 4 学年への編入学生として受け入れているため、他の編入学生と同様に受け入れ系および学級担任を中心として支援する体制をとっている。なお、H23 年度の機械工学科の社会人編入学生 1 名（H24 年度卒業）以降、応募者は出ていない。
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 □行っている ■行っていない	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。)) がわかる資料 社会人学生がいないので支援も行っていない。 ◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）

	◇支援の実施状況がわかる資料
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇整備状況がわかる資料 3-2-③-(7)-1_障害学生に対する修学支援要項
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■行っている □行っていない	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料 3-2-③-(8)-1_H30 年度修学支援チーム議事要旨 ◇支援の実施状況がわかる資料 3-2-③-(8)-2_看護師石川氏入学前相談スケジュール
(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条（第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応しているか。 ■対応している □対応していない	◇対応状況がわかる資料 3-2-③-(9)-1_特別支援教育に関するFD研修 [再掲]3-2-③-(7)-1_障害学生に対する修学支援要項 3-2-③-(9)-2 秋田高専における障害を理由とする差別の解消に関する相談窓口 https://www.akita-nct.ac.jp/data/soudan/ 就学支援要項は障害者基本法並びに障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）、その他の法令の定めに基づいている。
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 □行っている ■行っていない	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。
観点3-2-④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（該当する選	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。）

訳肢にチェック■する。) ☐ 学生相談室 ☐ 保健センター ☐ 相談員やカウンセラーの配置 ☐ ハラスメント等の相談体制 ☐ 学生に対する相談の案内等 ☐ 奨学金 ☐ 授業料減免 ☐ 特待生 ☐ 緊急時の貸与等の制度 ☐ その他	3-2-④-(1)-1_学生委員会規則 3-2-④-(1)-2_学生委員会組織 3-2-④-(1)-3_生活指導の体制と指導内容 3-2-④-(1)-4_学生相談室組織 3-2-④-(1)-5_保健室（学生便覧 P64） 3-2-④-(1)-6_学生相談室のご案内 3-2-④-(1)-7_ハラスメント防止対策委員会規則 3-2-④-(1)-8_ハラスメントに対する体制 3-2-④-(1)-9_奨学金の整備 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に実施しているか。 ☐ 実施している ☐ 実施していない	◇各取組の実施状況がわかる資料 3-2-④-(2)-1_平成 30 年度相談室利用状況 3-2-④-(2)-2_保健室年間予定 3-2-④-(2)-3_平成 30 年度保健室利用状況 3-2-④-(2)-4_保護者相談室案内
(3) (2) 以外で、(1) の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ☐ 利用されている ☐ 利用されていない	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料 3-2-④-(3)-1_相談室活動実績 ◇奨学金等の利用状況がわかる資料 3-2-④-(3)-2_授業料免除学生一覧
観点 3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ☐ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。 ☐ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。 ☐ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 3-2-⑤-(1)-1_進路対策委員会規則
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 □進路指導用マニュアルの作成 ■進路指導ガイダンスの実施 ■進路指導室 ■進路先(企業)訪問 ■進学・就職に関する説明会 ■資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 ■資格取得による単位修得の認定 ■外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 □その他	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料 3-2-⑤-(2)-1_技術講演会 3-2-⑤-(2)-2_COC 講演会 3年対象 3-2-⑤-(2)-3_度知的財産権セミナー特別講演会 3-2-⑤-(2)-4_特別講演会実施要項 3-2-⑤-(2)-5_進路指導に関する申合せ 3-2-⑤-(2)-6_進路ガイダンス案内 3-2-⑤-(2)-7_保護者進路相談会実施要項 3-2-⑤-(2)-8_学生閲覧用求人企業(H29年度) 3-2-⑤-(2)-9_進路状況の集計表 3-2-⑤-(2)-10_進路指導室(機械系) 3-2-⑤-(2)-11_工場見学旅行しおり(機械系) 3-2-⑤-(2)-12_資格試験単位認定(教務事務ガイド) ◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) (2)の取組が機能しているか。 ■機能している □機能していない	◇それぞれの取組の(活用)実態がわかる資料 3-2-⑤-(3)-1_担任ガイダンス(1年生) 3-2-⑤-(3)-2_保護者面談の実施について(1～4年)
観点3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料 3-2-⑥-(1)-1_課外活動支援体制
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。 ■なっている	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料 3-2-⑥-(2)-1_課外活動学生会組織図 3-2-⑥-(2)-2_課外活動の責任の所在(学生会)

☐ なっていない	
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。 ☒ 機能している ☐ 機能していない	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料 3-2-⑥-(3)-1_課外活動に対する支援活動と成果 3-2-⑥-(3)-2_学生会クラブ予算 2019 3-2-⑥-(3)-3_協会登録費支援 3-2-⑥-(3)-4_大会旅費支援 3-2-⑥-(3)-5_学外指導者謝金
観点 3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない ☐ 学生寮を整備していないので、該当しない（→この場合は、(1)以下の記入は不要）	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生寮を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇整備状況がわかる資料 3-2-⑦-(1)-1_学生寮の寮棟位置と配置 3-2-⑦-(1)-2_学生寮の部屋配置 3-2-⑦-(1)-3_学生寮概要 HP 3-2-⑦-(1)-4_学生寮の概要（学生便覧） 3-2-⑦-(1)-5_H29 年度行事予定表
(2) 生活の間として整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。） 3-2-⑦-(2)-1_談話室，補食室，洗面所の配置図 3-2-⑦-(2)-2_学寮日課表 3-2-⑦-(2)-3_日課における心得 3-2-⑦-(2)-4_共同施設の心得 3-2-⑦-(2)-5_寮生会規約 3-2-⑦-(2)-6_寮生心得冊子
(3) 勉学の間として整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。） 3-2-⑦-(3)-1_寮内自習室の配置図 3-2-⑦-(3)-2_日課表（自習時間） 3-2-⑦-(3)-3_共同学習会の案内
(4) (2) (3)について、有効に機能しているか。 ☒ 機能している ☐ 機能していない	◇入寮状況がわかる資料 3-2-⑦-(4)-1_入寮状況 3-2-⑦-(4)-2_面談旬間実施要項

	3-2-⑦-(4)-3_寮生保護者会総会の開催 ◇勉学の場合としての活用実績がわかる資料 3-2-⑦-(4)-4 秋田工業高等専門学校学生寮案内（共同学習会写真）
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇学生寮の管理規程等の資料 3-2-⑦-(5)-1_寮務委員会規則 3-2-⑦-(5)-2_寄宿舍規則 3-2-⑦-(5)-3_寮生準則 3-2-⑦-(5)-4_指導方針 3-2-⑦-(5)-5_寮教員宿直に関する内規
3-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準3**優れた点**

ICT の活用に関して、随時、情報セキュリティ情報を発信し、また、学生向けの HP を立ちあげ、利用可能なソフトウェア情報、ウイルス対策、校内無線 LAN の利用方法等の様々な学生サービスを発信している。

改善を要する点

自学自習スペースなどの教育・生活環境の満足度や要望調査、ICT の利用状況と満足度、学習支援に関する学生のニーズの把握についてアンケート調査を実施している。今後の PDCA サイクルによる分析と改善が必要である。

基準4 財務基盤及び管理運営

評価の視点

4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

観点4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。

【留意点】

○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものか等の状況について分析すること。

関係法令 (設)第27条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 過去5年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。

■なっている

□なっていない

◇過去5年間の貸借対照表等の財務諸表

資料4-1-①-(1)-1

「H26-30の貸借対照表」

◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料

資料4-1-①-(1)-2

「H26-30の総勘定元帳及び伝票（長期未払金）」

◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容を確認できる資料

資料4-1-①-(1)-3

資料4-1-①-(1)-4

「H26-30の総勘定元帳及び伝票（臨時利益及び臨時損失）」

(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。

■保有している

□保有していない

◇その内容を確認できる資料

資料4-1-①-(2)

「学校要覧(施設の概要・キャンパスマップ)」

(3) 過去5年間に於いて運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。

■確保している

□確保できない年があった

◇過去5年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況

資料4-1-①-(3)

「H26-30の運営費交付金等の経常的な収入状況」

	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。 該当なし
(4) 過去5年間の収支状況において支出超過となっていないか。 ☐ 支出超過となっていない ☒ 支出超過となった年があった	◇過去5年間の資金収支計算書及び消費収支計算書 資料 4-1-①-(4)-1 「H26-30 の損益計算書」 ◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。 資料 4-1-①-(4)-2 「確認・検討中」
観点 4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ☒ 策定している ☐ 策定していない	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等 資料 4-1-②-(1)-1 「独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第 17 条～19 条」 ◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料 資料 4-1-②-(1)-2 「運営会議資料(予算書・決算書)及び議事要旨」
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ☒ 明示している ☐ 明示していない	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料 前出資料 4-1-②-(1)-2 の送付
観点 4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。	
【留意点】 ○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。 ○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。 ○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。	

関係法令	(設)第 27 条の 2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績) 前出資料 4-1-②-(1)-2 予算書（案） ◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料 資料 4-1-③-(1)-1 「平成 30 年度校長裁量経費採択一覧」 ◇予算関連規程等 資料 4-1-③-(1)-2 「校長裁量経費等に係る申請要領」 ◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等） 前出資料 4-1-②-(1)-2 「運営会議資料（予算書・決算書）及び議事要旨」 ◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。） 資料 4-1-③-(1)-3 「秋田高専キャンパスマスタープラン 2018」 資料 4-1-③-(1)-4 「大型実験機器等管理委員会議事要旨（設備整備マスタープラン）」
(2) 資源配分が、4-1-②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ☒ 整合性がある ☐ 整合性がない	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。 予算配分方針をもとに予算書（案）を作成し、運営会議での審議・了承を経て、執行者（教職員）に周知・配分しているので、整合性を有している。
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ☒ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料

☐ 明示していない		資料 4-1-③-(3)-1 「予算配分通知及び選考結果通知（不採用用）」
観点 4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。		
【留意点】 ☐ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ☐ 会計監査の実施状況についても分析すること。		
関係法令	独立行政法人通則法第 38 条、第 39 条 私立学校法第 47 条 私立学校振興助成法第 14 条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第 37 条第 3 項 私立学校振興助成法第 14 条第 3 項 地方自治法第 199 条 その他会計監査等に関する各種法令等	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。 ☒ 作成・公表している ☐ 作成・公表していない		◇作成・公表状況がわかる資料 資料 4-1-④-(1)-1 「財務諸表」 「国立高等専門学校機構ホームページ（情報公開→財務諸表等）」 https://www.kosen-k.go.jp/about/release/index.html#zaimu_shohyo
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。 ☒ 実施している ☐ 実施していない		◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。） 資料 4-1-④-(2)-1 「秋田工業高等専門学校会計内部監査実施要項」 ◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書 資料 4-1-④-(2)-2 「会計検査院実地検査講評」 資料 4-1-④-(2)-3 「学内監査報告書」 資料 4-1-④-(2)-4 「高専相互会計内部監査報告書」
4-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。		

該当なし

評価の視点

4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。

観点4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

【留意点】

- 観点2-1-③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。
- 組織図については、観点2-1-③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。
- 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。
- 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。

関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第10条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。

■整備している

□整備していない

◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料
資料4-2-①-(1)-1
「秋田高専規則」
前出資料2-1-③-(1)-1
「運営組織規則」

(2) 委員会等の体制を整備しているか。

■整備している

□整備していない

◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）
前出資料2-1-③-(1)-2
「委員会名簿」

(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。

■なっている

□なっていない

◇役割分担がわかる資料
前出資料4-2-①-(1)-1
「秋田高専規則」
前出資料2-1-③-(1)-1
「運営組織規則」

(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。

■整備している

□整備していない

◇規程等、整備状況がわかる資料
前出資料2-4-②-(1)-2
「事務組織規則」

(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■確保している □確保していない	◇規定等、教員と事務職員が構成員として構成されている会議体がわかる資料 前出資料 1-1-①-(2)-5 「運営会議規則」 資料 4-2-①-(5)-1 「教員会議規則」 前出資料 2-1-③-(1)-2 「委員会名簿」
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事要旨等。） 資料 4-2-①-(6)-1 「運営会議議事要旨」
観点 4－2－② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇規程等、整備状況がわかる資料 前出資料 3-1-①-(8)-3 「危機管理規則」 前出資料 3-1-①-(8)-4 リスク管理室会議
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇危機管理マニュアル等の資料 前出資料 3-1-①-(8)-7 「秋田高専危機管理マニュアル（第2版）」
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料 前出資料 3-1-①-(9)-3 「防災避難訓練」
観点 4－2－③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。	
【留意点】 ○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。

■行っている

□行っていない

◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料

資料 4-2-③-(1)-1

運営会議資料（外部資金受入状況）

(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。

■整備されている

□整備されていない

◇管理体制がわかる資料（規程等）

資料 4-2-③-(2)-1

「国立高等専門学校機構ホームページ（研究不正に対する取組）」

[https://www.kosen-](https://www.kosen-k.go.jp/about/release/kenkyuufusei.html)

[k.go.jp/about/release/kenkyuufusei.html](https://www.kosen-k.go.jp/about/release/kenkyuufusei.html)」

資料 4-2-③-(2)-2

「国立高等専門学校機構との取引について」

<https://www.akita-nct.ac.jp/huseiboushi/>」

資料 4-2-③-(2)-3

「お取引業者様からの誓約書提出について」

資料 4-2-③-(2)-4

「秋田工業高等専門学校におけるコンプライアンス推進責任者等に関する取扱い要領」

資料 4-2-③-(2)-5

「秋田工業高等専門学校研究不正防止研修実施要項」

観点 4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。

【留意点】

- 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。
- 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。
- 財務的資源については、観点 4-2-③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。
- 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。）
 - ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。）

- ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料
- ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料
- ・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料
- ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。

■活用している

□活用していない

◇活用状況がわかる資料

4-2-④-(1)-1

「周辺町内会長との懇談会」

4-2-④-(1)-2

「運営協議会」

4-2-④-(1)-3

「産学協力会開催に係る資料」

4-2-④-(1)-4

国際交流協定校との MOU

観点 4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。

【留意点】

- ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点 2-4-③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。
- SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。

関係法令

（設）第 10 条の 2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) SD等を実施しているか。

■実施している

□実施していない

◇規程等の資料

SDに関する規定なし

◇実施状況（参加状況等）がわかる資料

前出資料 2-4-③-(1)-1

「平成 31 年度 SD 研修会等の参加状況一覧」

4-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。		
該当なし		
評価の視点 4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。		
観点 4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。		
【留意点】 ○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。		
関係法令	（施）第 172 条の 2、（施）第 165 条の 2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22 文科高第 236 号平成 22 年 6 月 16 日	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針 ☒ 教育研究上の基本組織 ☒ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ☒ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ☒ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ☒ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たったの基準 ☒ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ☒ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用 ☒ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援		◇刊行物の該当箇所がわかる資料 資料 4-3-①-(1)-1 「キャンパスガイド」 資料 4-3-①-(1)-2 「学校要覧（平成 30 年 9 月発行）」 ◇【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表 資料 4-3-①-(1)-3 「秋田工業高等専門学校の目的」 https://www.akita-nct.ac.jp/school/rinen/ 資料 4-3-①-(1)-4 「教育理念・教育目標、三つの方針」 https://www.akita-nct.ac.jp/school/rinen/ 資料 4-3-①-(1)-5 「組織」 https://www.akita-nct.ac.jp/school/soshiki/ 資料 4-3-①-(1)-6 「学生の概況」 https://www.akita-nct.ac.jp/school/gaikyo/ 資料 4-3-①-(1)-7 「Web シラバス」 https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/PublicDepartments?school_id=08

	前出資料 1-2-①-(1)-1 「本科三つの方針」 資料 4-3-①-(1)-8 「所要経費・諸制度」 https://www.akita-nct.ac.jp/exam/seido_keihi/ 資料 4-3-①-(1)-9 「学生相談室」 https://www2.akita-nct.ac.jp/soudan/
4-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 4

優れた点
特になし
改善を要する点
支出超過となった年について、実状を踏まえて資料を基にした記述が必要である。SDについての規定が必要である。

基準5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点	
5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。	
観点5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。	
【留意点】	
○ 観点1-2-②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。	
関係法令	（設）第15条、第16条、第17条、第17条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ■配置している □配置していない	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料 資料 5-1-①-(1)-1 創造システム工学科カリキュラムポリシー 資料 5-1-①-(1)-2 授業科目系統図
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。 ■配慮している □配慮していない	◇配慮していることがわかる資料 資料 5-1-①-(2)-1 一般教育の充実に配慮しているかを示す資料
(3) 進級に関する規定を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇進級に関する規定の整備状況がわかる資料 資料 5-1-①-(3)-1 学生便覧（成績評価及び進級、卒業の認定に関する内規）
(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 ■確保している □確保していない	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。） 資料 5-1-①-(4)-1 平成31年度行事予定表
(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ■実施している □実施していない	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。） 資料 5-1-①-(5)-1 教育課程表別表第1 資料 5-1-①-(5)-2 学年末成績評価表
観点5-1-② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。	
【留意点】	
○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成につ	

いて分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。 ○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。	
関係法令	(設) 第 19 条、第 20 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 他学科の授業科目の履修を認定 ☒ インターンシップによる単位認定 ☐ 正規の教育課程に関わる補充教育の実施 ☐ 専攻科課程教育との連携 ☒ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成 ☒ 資格取得に関する教育 ☒ 他の高等教育機関との単位互換制度 ☐ 個別の授業科目内での工夫 ☒ 最先端の技術に関する教育 ☒ その他	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料 他学科の授業科目の履修認定 資料 5-1-②-(1)-1 学則規定別表第 2（各コース複合科目） インターンシップによる単位認定 資料 5-1-②-(1)-2 教育課程 資料 5-1-②-(1)-3 本科 4 年成績判定資料 外国語の基礎教育の育成 資料 5-1-②-(1)-4 イニシアティブ 4.0 資料 資格取得に関する教育 資料 5-1-②-(1)-5 教務事務ガイド 他の高等教育機関との単位互換制度 資料 5-1-②-(1)-6 学生便覧（単位互換協定書） 最先端の技術に関する教育 資料 5-1-②-(1)-7 最先端技術講演会案内 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 地域連携（COC+） 秋田大学が地域再生・活性化のために取り組んできた「地（知）の拠点整備事業」を秋田高専と秋田県立大学を含めた実施体制とし、地方公共団体や企業等と協働して、地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムを実施する。 資料 5-1-②-(1)-8 地域連携（COC+）を説明する資料 資料 5-1-②-(1)-9 地域連携（COC+）の講義概要

(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。 ■適切に取り扱っている □適切に取り扱っていない □単位互換制度を設けていないので、該当しない	◇単位互換制度の内容がわかる資料 前出資料 5-1-②-(1)-6 学生便覧（単位互換協定書）
観点 5-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。	
【留意点】 ○ 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 ○ 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。 ○ 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 （注）PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem-based Learning 又は Project-based Learning の略。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等） 資料 5-1-③-(1)-1 機械系本科 3 年「創造設計製作について」 ◇実施状況がわかる資料 資料 5-1-③-(1)-2 「創造設計製作の流れ」 ◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。 資料 5-1-③-(1)-3 学生 3 名のレポート（抜粋） 作業における協力の大切さ、ものづくりの楽しさ、自分は何が理解できていないのかがこの授業を通して身をもって体験している。
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの実施等。） 資料 5-1-③-(2)-1 校外学習 A のシラバス 資料 5-1-③-(2)-2 校外学習 B のシラバス

	◇実施状況がわかる資料 資料 5-1-③-(2)-3 令和元年度インターンシップ発表会資料 ◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。 資料 5-1-③-(2)-4 校外学習報告会（学生の発表資料から抜粋）
5-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点	
5-2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。	
観点 5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設)第 17 条の 2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■採用されている □採用されていない	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料 資料 5-2-①-(1)-1 授業形態の開講状況が分かる資料 ◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 資料 5-2-①-(1)-1 より専門科目における講義、演習、実験実習の割合は 70%、15%、15%であり、一般科目における講義、演習の割合は 85%、15%である。講義に偏ることなく演習、実験実習を取り入れており、授業形態のバランスは適切である。
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック）	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料 基資料 5-2-①-(2)-1 基礎学力不足の学生に対する配慮がわ

ック■する。) ☐教材の工夫 ☐少人数教育 ☐対話・討論型授業 ☐フィールド型授業 ☐情報機器の活用 ■基礎学力不足の学生に対する配慮 ☐一般科目と専門科目との連携 ☐その他	かる資料（英語の補習授業） ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点５－２－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設)第17条、第17条の3
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する ☐満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■授業科目名 ■単位数 ■授業形態 ■対象学年 ■担当教員名 ■教育目標等との関係 ■達成目標 ■教育方法 ■教育内容（1授業時間ごとに記載） ■成績評価方法・基準 ☐事前に行う準備学習 ■高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定に基づく授業科目かの区別の明示 ■教科書・参考文献 ☐その他	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料 資料 5-2-②-(1)-1 令和2年度シラバス作成要領 資料 5-2-②-(1)-2 シラバス ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 ■改善を行っている	◇活用状況がわかる資料 資料 5-2-②-(2)-1 授業アンケート結果 資料 5-2-②-(2)-2 令和元年度後期「学生による授業アンケート

☐ 改善を行っていない	ート」の対応・課題 ◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。 各教員は資料5-2-②-(2)-1のような授業アンケート結果を基にシラバスの活用状況を点検しており、必要であればシラバスの内容や授業内容の見直しを行っている。
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。 ■確保している □確保していない	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。） 資料5-2-②-(3)-1年間行事予定表前期(授業カウントあり) 資料5-2-②-(3)-2年間行事予定表後期(授業カウントあり)
(4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。 □1単位時間＝50分で規定・運用 ■1単位時間＝50分で規定、45分で運用	◆1単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。 資料5-2-②-(4)-1 1単位時間＝50分で規定していることを示す資料 資料5-2-②-(4)-2 1単位時間＝45分で運用していることを示す資料 1回の授業を90分と2単位時間とすることで出席確認、授業の振り返り、まとめ等を効率よく行い、標準50分に相当する教育内容を確保している。
(5) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。 ■明示している □明示していない	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料 資料5-2-②-(5)-1 1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示していることを示す資料
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。(該当する選択肢にチェック■する。) □授業外学習の必要性の周知 □事前学習の徹底 □事後展開学習の徹底 ■授業外学習の時間の把握 □その他	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料 資料5-2-②-(6)-1 学習支援計画書 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。
5-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

該当なし	
評価の視点 ５－３ 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。	
観点５－３－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	（設）第 17 条の 3
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ☒ 策定している ☐ 策定していない	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所 資料 5-3-①-(1)-1 学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料 資料 5-3-①-(2)-1 学年末成績評価表（表紙のみ）
(3) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて 45 時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ☐ 把握している ☒ 把握していない	◇学校として把握していることがわかる資料 秋田高专では定期試験、レポート、小テストなどで成績評価を行っており、授業時間以外の学修について評価を行っていない。自学自習時間の把握については学習支援計画書によって確認する必要がある。
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ☒ 周知している ☐ 周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 資料 5-3-①-(4)-1 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知していることを示す資料
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☐ 把握している ☒ 把握していない	◇認知状況がわかる資料 現在アンケート調査を行っており、学生の認知状況はこれから検証する。

(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料 資料 5-3-①-(6)-1 追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ☒ ある ☐ ない	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料 資料 5-3-①-(7)-1 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料 資料 5-3-①-(7)-2 成績評価・出欠等についての異議申立書
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。(該当する選択肢にチェック ☒ する。) ☐ 成績評価の妥当性の事後チェック ☒ 答案の返却 ☒ 模範解答や採点基準の提示 ☐ G P A の進級判定への利用 ☐ 成績分布のガイドラインの設定 ☐ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。 資料 5-3-①-(8)-1 学年末成績評価表(表紙のみ) 答案用紙は学生に返却して確認してもらい、異議申し立ての機会を設けている。また、学生には模範解答と採点基準も提示している。 複数年次に私同じ試験問題が繰り返されていないか、試験問題のレベルが適切かのチェックは今後行う予定である。 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。
観点 5-3-② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(法) 第 117 条 (設) 第 17 条第 3～6 項、第 17 条の 2、第 17 条の 3、第 18 条、第 19 条、第 20 条
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック ☒) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック ☒)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学則等に、修業年限を 5 年(商船に関する学科は 5 年 6 月。)と定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇学則等の該当箇所がわかる資料 資料 5-3-②-(1)-1 学則等に、修業年限を 5 年と定めているかがわかる資料

(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇定めている該当規程や卒業認定基準 資料 5-3-②-(2)-1 創造システム工学科卒業認定方針, 卒業認定方針を達成する科目配置
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ☒ 認定している ☐ 認定していない	◇関係する委員会等の会議資料 資料 5-3-②-(3)-1 卒業試験成績評価表（表紙）
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ☒ 周知している ☐ 周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 前出資料 5-3-②-(2)-1 創造システム工学科卒業認定方針, 卒業認定方針を達成する科目配置
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☐ 把握している ☒ 把握していない	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料 現在アンケート調査を行っており、学生の認知状況はこれから検証する。
5-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 5

優れた点
特になし
改善を要する点
教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っている事例が必要である。 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて 45 時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているかが求められている。秋田高専では授業時間以外の学習について評価する状況になっていないが、学習支援計画書による学習時間の把握は必要である。 成績評価や単位認定に関する基準、卒業認定基準について学生の認知状況を学校として把握する必要がある。アンケート調査は行っているので検証が必要である。 資料保管について実施する必要がある。その際、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないこと、試験問題のレベルが適切であることのチェックすること。

基準6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点	
6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。	
観点6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	
【留意点】	
○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。	
関係法令	(設)第3条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
■満たしていると判断する	
□満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。 ■なっている □なっていない	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料 6-1-①-(1)-1 入学者受入れに関する方針が明示されている資料（入学者募集要項） 6-1-①-(1)-2 入学者受入れに関する方針が明示されている資料（編入学募集要項） 6-1-①-(1)-3 推薦選抜、学力選抜、帰国子女特別選抜の合否判定基準が明示されたもの（非公開資料） 6-1-①-(1)-4 4年次編入の合否判定基準が明示されたもの（非公開資料） 6-1-①-(1)-5 面接内容が明示された資料（非公開資料） 6-1-①-(1)-6 面接の配点が明示された資料（非公開資料） 6-1-①-(1)-7 推薦選抜の合否判定資料（非公開資料） 6-1-①-(1)-8 学力選抜の合否判定資料（非公開資料） 6-1-①-(1)-9 4年次編入の合否判定資料（非公開資料）
観点6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
■満たしていると判断する	
□満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。	◇検証する体制に関する資料 6-1-②-(1)-1 自己点検・評価委員会規則

☒ 整備している ☐ 整備していない	自己点検・評価委員会規則において3年に一度点検及び見直しを行うこと定められている ◇改善に役立てる体制に関する資料 6-1-②-(1)-2 入学者選抜委員会規則 入学者選抜に必要な事項は入学者選抜委員会で審議され、運営会議に付議する体制が整っている。
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇検証を行っていることがわかる資料 [再掲] 6-1-①-(1)-5 面接内容が明示された資料（非公開資料） 入学試験の面接時にアドミッション・ポリシーに沿っているかどうか確認している。
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ☒ 改善に役立てている ☐ 改善に役立てていない	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。 入学試験における面接の結果から、ものづくりに興味がある学生が多くみられ、また、ほとんどの学生が工学系の進路や勉強に興味を持ち、その学習にチャレンジしたいという意欲を持っていることを確認している。現状で大きな問題はないと判断されるため、本校では従来どおりの入学者選抜方法を行っている。
観点6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。	
【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。 ○ (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。	
関係法令	(設)第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年3月31日文科科学省告示第45号）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準とし	◇学則の該当箇所

て、学則で定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	6-1-③-(1)-1 学則（第7条） 6-1-③-(1)-2 入学志願者数及び入学者数
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 [再掲] 6-1-②-(1)-2 入学者選抜委員会規則
(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ☒ 適正である ☐ 超過又は不足がある	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表 【別添】平均入学定員充足率計算表 6-1-③-(3)-1 学生の概況：定員および現員
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない ☒ 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。
6-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準6

優れた点
特になし
改善を要する点
実際に入学した学生がアドミッション・ポリシーに沿っているかどうかの検証と、その検証結果を入学者選抜委員会で審議するなど、入学者選抜の改善に役立てるための取り組みが必要である。

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点	
7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。	
観点 7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。	
【留意点】	
○ 学生の成績（卒業時の GPA 値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 7-1-①-(1)-1 教務委員会規則 [再掲]1-1-①-(1)-1 自己点検・評価実施要項 [再掲]1-1-①-(2)-1 秋田高専の PDCA サイクル [再掲]1-1-①-(2)-2 自己点検・評価委員会規則
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ☒ 把握・評価している ☐ 把握・評価していない	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料 7-1-①-(1)-2 卒業認定の規則 7-1-①-(1)-3 成績評価の規則 7-1-①-(1)-4 教育課程表（一般科目） 7-1-①-(1)-5 教育課程表（専門科目） 7-1-①-(1)-6 ディプロマ・ポリシーと科目対応表
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ☒ 認められる ☐ 認められない	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 7-1-①-(1)-7 進級・原級留置の状況（H30 認定事項取りまとめ） ◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 学生には卒業時にディプロマ・ポリシー（DP）を達成する必要があることが明示されている（7-1-①-(1)-2）。学生は、その DP の能力を備えるために構成された科目群（7-1-①-(1)-4, 7-1-①-(1)-5, 7-1-①-(1)-6）を履修し、規則により定められた成績評価法（7-1-①-(1)-3）にしたがい単位を修得、卒業要件を満たすことを把握している。 自己点検・評価委員会は 3 年に 1 回 DP を含む教育活動の見直しを行うことになっている（1-1-①-(2)-2）。教務委員会では学生の試験・学業成績に関することを審議し、ま

	た、進級・原級留置の状況も把握し、学習・教育の成果を把握・評価している（7-1-①-(1)-1）。 全学生のうち、平成 30 年度の留年率は 3.1%，退学率は 3.6%であることから（7-1-①-(1)-7），一定の学習・教育の成果が認められる。
観点 7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。	
【留意点】 ○（1）の体制の整備が、観点 7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点 7-1-①と同じ資料となる。 ○（2）（3）（4）は、観点 1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 [再掲]1-1-①-(1)-1 自己点検・評価実施要項 [再掲]1-1-①-(2)-1 秋田高専の PDCA サイクル [再掲]1-1-①-(2)-2 自己点検・評価委員会規則 ◇意見聴取の結果に関するデータ・資料 7-1-②-(1)-1 卒業生，進路先の意見聴取の実施に関する資料（H29 年度） 7-1-②-(1)-2 卒業生の意見聴取の結果に関する資料（H29 年度） 7-1-②-(1)-3 進路先の意見聴取の結果に関する資料（H29 年度） ◇把握・評価の実施状況がわかる資料 7-1-②-(1)-4 把握・評価の実施状況がわかる資料(H26 自己点検・評価報告書 pp.23-24)
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後 5 年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 H29 年度のアンケートより、卒業生の意見聴取結果から、DP に沿った学習・教育項目に関して、90%以上が「とても良い」～「普通」と回答している。また、進路先の関係者からは 95%以上が「ある程度、身につけている」～「十
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。	

☒ 認められる ☐ 認められない	分に身につけている」と回答していることから、十分な学習・教育の成果が認められる。 令和元年度以降、卒業時学生へのアンケート、卒業生へのアンケート、進路先関係者へのアンケートを実施しているが、分析・評価はこれから行う予定である。
観点 7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(法)第 122 条 (施)第 178 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ☒ 認められる ☐ 認められない (2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない	◇【別紙様式】卒業生進路実績表 7-1-③-(1)-1 H26-H30 年度卒業生の就職先に関する資料 7-1-③-(1)-2 H26-H30 年度卒業生の進学先に関する資料 ◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。 過去 5 年間、求人倍率は 15～17 倍と高水準を保っており、就職率はほぼ 100%を堅持している。また、最近 5 年間の合計で専攻科へ 92 名、他大学へ 108 名進学した実績がある。就職・進学先は各系の専門企業・理工系分野となっており、このことから本校が育成しようとする人材像に適した成果が得られている（7-1-③-(1)-1, 7-1-③-(1)-2）。
7-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 7

優れた点
特になし
改善を要する点

秋田工業高等専門学校

卒業時学生，卒業生，進路先関係者へのアンケート結果から学習・教育の成果の把握・評価を行う必要がある。

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点

8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。

観点 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

【留意点】

- 観点 1-2-⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。
- 本評価書 I (1) 4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

（根拠理由欄）

特例適用専攻科の審査結果より、授業科目を学年毎に適切に配置し、体系的に編成されている。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

- (1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。
- 配置している
- 配置していない

◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料

観点 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

【留意点】

- 本評価書 I (1) 4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

(根拠理由欄) 特例適用専攻科の審査結果より、準学士課程の教育との連携及び準学士課程の教育からの発展を考慮した教育課程となっている。	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。 ☐ 考慮している ☐ 考慮していない	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料
観点 8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	
【留意点】 ○ 本評価書 I (1) 4. において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
(根拠理由欄) 満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ☒ 採用されている ☐ 採用されていない	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料 8-1-③-(1)-1 生産システム工学専攻教育課程 8-1-③-(1)-2 環境システム工学専攻教育課程 8-1-③-(1)-3 講義・演習・実験・実習のバランスが分かる資料 ◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 各コースとも講義科目の割合がおおよそ 70%に設定され、演習が 20～25%、実験と実習が 2～4%に設定されている（8-1-③-(1)-3）。このことから、座学で得た知識を演習により深め、実験・実習で体験として身につけるカリキュラムが実現できており、適切である。
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫に	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料

は、どのような工夫があるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☐教材の工夫 ☒少人数教育 ☐対話・討論型授業 ☒フィールド型授業 ☒情報機器の活用 ☐基礎学力不足の学生に対する配慮 ☐一般科目と専門科目との連携 ☐その他	8-1-③-(2)-1 学習指導上の工夫：少人数教育が分かる資料 (学生在籍者数調) 8-1-③-(2)-2 学習指導上の工夫：フィールド型授業が分かる資料 8-1-③-(2)-3 学習指導上の工夫：情報機器の活用が分かる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点 8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。	
【留意点】 ○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。	
関係法令	(法)第119条第2項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒満たしていると判断する ☐満たしていると判断しない （根拠理由欄） 特例適用専攻科の審査結果より、教養教育や研究指導が適切に行われている。	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。 ☐行っている ☐行っていない	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料
観点 8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
(根拠理由欄) 満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ☒ 策定している ☐ 策定していない	◇成績評価や単位認定に関する規定等の該当箇所 8-1-⑤-(1)-1 成績評価や単位認定に関する規定（CP） 8-1-⑤-(1)-2 成績評価や単位認定に関する規定（授業科目履修規則） 8-1-⑤-(1)-3 成績評価や単位認定に関する規定(シラバス)
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料 [再掲]8-1-⑤-(1)-2 成績評価や単位認定に関する規定（授業科目履修規則） 8-1-⑤-(2)-1 H30 第 5 回専攻科教務委員会議事要旨
(3) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて 45 時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ☒ 把握している ☐ 把握していない	◇学校として把握していることがわかる資料 8-1-⑤-(3)-1 授業時間以外の学修が分かる資料
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ☒ 周知している ☐ 周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 8-1-⑤-(4)-1 成績評価と単位認定の周知の取り組みが分かる資料
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☒ 把握している ☐ 把握していない	◇認知状況がわかる資料 現在アンケート調査を行っており、学生の認知状況はこれから検証する。
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料 8-1-⑤-(6)-1 追試・再試の成績評価の規定が分かる資料
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規定等がわかる資料

☒ ある ☐ ない	意見申し立ての機会は16回目の授業において試験返却時に設けられているが規定はない。また、準学士課程にある異議申立書も設けられていないため整備が必要である。
(8) 成績評価等の客観性・厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☒ 成績評価の妥当性の事後チェック ☒ 答案の返却 ☒ 模範解答や採点基準の提示 ☐ GPAの進級判定への利用 ☐ 成績分布のガイドラインの設定 ☐ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。 8-1-⑤-(8)-1 答案返却を行っていることが分かる資料 8-1-⑤-(8)-2 成績評価等の客観性の機能が分かる資料(教務事務ガイド p.37) 8-1-⑤-(8)-3 成績評価等の客観性の機能が分かる資料(教務事務ガイド p.11) 成績判定会議で成績判定資料を確認している。学生に対する答案の返却を行うよう、時間割を設定している。また、模範解答や採点基準は、保管資料として資料室に保存している。以上の取り組みから成績評価や単位認定基準の客観性・厳格性を担保している。 複数年次に私同じ試験問題が繰り返されていないか、試験問題のレベルが適切かのチェックは今後行う予定である。 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。
観点8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書I(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
関係法令	(法)第119条第2項
観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒満たしていると判断する ☐満たしていると判断しない	

(根拠理由欄) 満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学則等に、修業年限を１年以上と定めているか。 ■定めている □定めていない	◇学則等の該当箇所がわかる資料 8-1-⑥-(1)-1 修業年限が分かる資料（学生便覧 p.9） 8-1-⑥-(1)-2 修業年限が分かる資料（学生便覧 p.11）
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ■定めている □定めていない	◇定めている該当規程や修了認定基準 8-1-⑥-(2)-1 専攻科修了方針（ディプロマポリシー）が分かる資料
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ■認定している □認定していない	◇関係する委員会等の会議資料 8-1-⑥-(3)-1 H30 第４回専攻科教務委員会議事要旨
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ■周知している □周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 8-1-⑥-(4)-1 修了認定の周知が分かる資料
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■把握している □把握していない	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料 現在アンケート調査を行っており、学生の認知状況はこれから検証する。
８－１ 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の５－１及び５－２の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。	
該当なし	
評価の視点 ８－２ 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。	
観点８－２－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	

☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料 8-2-①-(1)-1 アドミッション・ポリシーと選抜方法が分かる資料 8-2-①-(1)-2 面接内容が明示された資料（非公開資料）
観点 8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇検証の体制に関する資料 [再掲]1-1-①-(2)-2 自己点検・評価委員会規則 ◇改善に役立てる体制に関する資料 8-2-②-(1)-1 改善のための体制が分かる資料
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇検証を行っていることがわかる資料 [再掲]8-2-①-(1)-2 面接内容が明示された資料（非公開資料）
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ☒ 改善に役立てている ☐ 改善に役立てていない	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。 ほとんどの学生が研究開発に意欲があるなど、おおむねアドミッション・ポリシーに沿った学生が入学していると判断される。このため、従来通りの入学者選抜方法を踏襲していくこととなった。
観点 8-2-③ 実入学人数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学人数との関係の適正化が図られているか。	

【留意点】

- (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

- (1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。

■定めている

□定めていない

◇学則等の該当箇所

8-2-③-(1)-1 学生定員が分かる資料（学生便覧 p.72）

8-2-③-(1)-2 学生定員が分かる資料（専攻科学生募集要項）

- (2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。

■整備している

□整備していない

◇体制の整備に係る規程等がわかる資料

[再掲]8-2-②-(1)-1 改善のための体制が分かる資料

- (3) 過去5年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。

■適正である

□超過又は不足がある

◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表

8-2-③-(3)-1 入学定員の適正が分かる資料

- (4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。

■行っている

□行っていない

□過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない

◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。

平成29年度入学者数（定員16名）は23名、平成31年度は13名と募集定員の0.8～1.4倍となっているが、講義・研究施設などの教育には支障がなかった。

8-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

評価の視点

8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。

観点8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】 ○ 学生の成績（修了時のGPA値等。）や修業年限修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 8-3-①-(1)-1 修了時の能力等の把握・評価体制が分かる資料 ◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料 8-3-①-(2)-1 成績評価・修了認定に関する資料（海外派遣一覧表） 8-3-①-(2)-2 特別研究テーマと指導教員が分かる資料
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 ■把握・評価している □把握・評価していない	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 [再掲]8-1-⑤-(2)-3 H30 第5回専攻科教務委員会議事要旨 [再掲]8-1-⑥-(3)-1 H30 第4回専攻科教務委員会議事要旨
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■認められる □認められない	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 成績評価は、専攻科教務委員会を得て認定し、校長に報告している。修了認定は修了認定会議を得て認定している。修了要件から本専攻科のディプロマ・ポリシーを満足していると判定できる。また、学生の取得状況を成績判定資料、修了判定資料により把握・評価することができる。
観点8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点8-3-①と同じ体制で実施されている場合には観点8-3-①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 [再掲]1-1-①-(1)-1 自己点検・評価実施要項 [再掲]1-1-①-(2)-1 秋田高専の PDCA サイクル [再掲]1-1-①-(2)-2 自己点検・評価委員会規則
(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料 [再掲]7-1-②-(1)-1 卒業生、進路先の意見聴取の実施に関する資料 (H29 年度) 8-3-②-(3)-1 卒業生の意見聴取の結果に関する資料 (H29 年度) 8-3-②-(4)-1 進路先の意見聴取の結果に関する資料 (H29 年度)
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 [再掲] 7-1-②-(1)-4 把握・評価の実施状況がわかる資料 (H26 自己点検・評価報告書 pp.23-24)
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 修了時学生、修了生、修了生及び就職先のアンケートの作成と実施を行っており、おおむね良好な評価を得ていることから学習・教育・研究の成果が認められる。
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■認められる □認められない	令和元年度に実施したアンケート調査の分析はこれから行う予定である。
観点 8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■認められる □認められない	◇【別紙様式】修了者進路実績表 [再掲]7-1-③-(1)-1 H26-H30 年度卒業生（修了生）の進学先に関する資料 [再掲]7-1-③-(1)-1 H26-H30 年度卒業生（修了生）の進学先に関する資料
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっている	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材

か。 ☒なっている ☐なっていない	像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。 大学院への進学率・就職率は 5 年間 100%を堅持しており、学習・教育の成果が表れている。主な進学先には理工系大学院、主な就職先には製造業に就職している。 これらの進学先や就職先から、社会の変化や多様なニーズに対応できるよう、高度な専門知識と技術を教授研究し、創造性と研究開発能力を兼ね備え、ものづくり・システムづくりを先導でき、かつ国際的に通じる英語力を有した実践的専門的技術者の育成に適していると判断できる。
観点 8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒満たしていると判断する ☐満たしていると判断しない ☐学位の取得を目的としていないので、該当しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 過去 5 年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 ☒認められる ☐認められない	◇学位取得状況がわかる資料 8-3-④-(1)-1 学位取得状況が分かる資料
8－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
大学院進学と就職率は専攻科設置以来ほぼ 100%を維持しており、教育機関や産業界からの要請に応じた人材育成の体制が整っていると判断できる。	

基準 8

優れた点
改善を要する点
成績評価や単位認定に関する基準について学生の認知状況をアンケート調査しているが、把握と分析を行う必要がある。 意見申し立ての機会に関する規定と異議申立書の整備が必要である。 保管資料のチェックにおいて、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないこと、試験問題のレベルが適切であることを確認する必要がある。

秋田工業高等専門学校

1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて 45 時間である授業科目について学習支援計画書による学習時間の把握が必要である。

実際に入学した学生がアドミッション・ポリシーに沿っているかどうかの検証と、その検証結果を専攻科入学者選抜委員会で審議するなど、入学者選抜の改善に役立てるための取り組みが必要である。

修了時学生、修了生、修了生及び就職先のアンケート結果から学習・教育・研究の成果が上がっているか検証が必要である。

Ⅲ 選択的評価事項の自己評価等

選択的評価事項A 研究活動の状況

評価の視点	
A-1 高等専門学校の研究活動の目的等に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究活動の目的に沿った成果が得られていること。	
観点A-1-① 研究活動に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。	
関係法令	(設)第2条第2項
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 研究活動に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇定めていることがわかる資料 「研究活動に関する基本方針」 資料 A-1-①-(1)-1
観点A-1-② 研究活動の目的等に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ 観点A-1-①の研究活動に関する目的、基本方針、目標等を達成するための、実施体制、設備等を含む研究体制及び支援体制の整備状況・活動状況について分析すること。 ○ 実施体制の整備については、研究に携わる教員等の配置状況、センター等設置状況を示すこと。 ○ 研究活動状況については、共同研究等、他研究機関や地域社会との連携体制及びその機能状況等の具体例を示すこと。	
関係法令	(設)第2条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校が設定した研究活動の目的等を達成するための実施体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇目的等ごとに、実施体制が整備されていることがわかる資料 研究に携わる教員等の配置状況 「教員の専門分野一覧」 資料 A-1-②-(1)-1 センター等の設置状況 「秋田工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則」 資料 A-1-②-(1)-2 「秋田工業高等専門学校地域共同テクノセンター運営委員会規則」 資料 A-1-②-(1)-3

	「秋田工業高等専門学校技術教育支援センター規則」 資料 A-1-②-(1)-4 「秋田工業高等専門学校情報処理センター規則」 資料 A-1-②-(1)-5 「秋田工業高等専門学校情報処理センター運営委員会規則」 資料 A-1-②-(1)-6
(2) 学校が設定した研究活動の目的等を達成するための設備等を含む研究体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇目的等ごとに、研究体制が整備されていることがわかる資料 「秋田高専産学協力会規約」 資料 A-1-②-(2)-1 「グローバル人材育成会趣旨」 資料 A-1-②-(2)-2 「外部資金受入制度のご紹介」 資料 A-1-②-(2)-3 「技術相談・共同研究が可能な装置・設備一覧」 資料 A-1-②-(2)-4
(3) 学校が設定した研究活動の目的等を達成するための支援体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇目的等ごとに、支援体制が整備されていることがわかる資料 「秋田工業高等専門学校知的財産委員会規則」 資料 A-1-②-(3)-1 「秋田工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則」 前出資料 A-1-②-(1)-2 「秋田工業高等専門学校技術教育支援センター規則」 前出資料 A-1-②-(1)-4 「秋田工業高等専門学校情報処理センター規則」 前出資料 A-1-②-(1)-5 「専攻科生の外部発表に伴う旅費支給について」 資料 A-1-②-(3)-2
(4) (1)～(3)の体制の下、研究活動が十分に行われているか。 ■行われている □行われていない	◇研究活動の実施状況がわかる資料 「外部資金獲得状況」 資料 A-1-②-(4)-1 「共同研究の例（その1）」 資料 A-1-②-(4)-2

	「共同研究の例（その２）」 資料 A-1-②-(4)-3 「最先端技術講演会の開催」 資料 A-1-②-(4)-4 「知的財産教育講演会の開催」 資料 A-1-②-(4)-5
観点 A-1-③ 研究活動の目的等に沿った成果が得られているか。	
【留意点】 ○ 研究活動の目的等に照らして、どの程度活動の成果があげられているか、目的の達成度について実績等を示すデータ等を提示すること。 ○ 目的が複数ある場合は、それぞれの目的ごとに、目的に照らした研究の成果及び目的の達成度について資料を提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校が設定した研究活動の目的等に照らして、成果が得られているか。 ■得られている □得られていない	◇目的等ごとに、活動の成果がわかる資料 「外部資金獲得状況」 前出資料 A-1-②-(4)-1 「特許出願件数」 資料 A-1-③-(1)-1 「H30 特別研究テーマ一覧」 資料 A-1-③-(1)-2 「H30 卒業研究テーマ一覧」 資料 A-1-③-(1)-3
観点 A-1-④ 研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ 組織の役割、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の明確化等がわかる資料を提示すること。 ○ 具体的な改善事例については、活動状況とともに効果や成果について示すこと。 ○ 研究活動等の実施状況や問題点を把握しているものの、現状では改善を要する状況にない場合には、問題が生じた際に対応できる体制の整備状況について資料を提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 観点 A-1-③で把握した成果を基に問題点等を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇改善の体制がわかる資料 地域共同テクノセンターで上記成果を基に問題点等を把握し、改善提案を議論する必要がある（要議事録）。 「秋田工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則」 前出資料 A-1-②-(1)-2 「秋田工業高等専門学校地域共同テクノセンター運営委員会規則」 前出資料 A-1-②-(1)-3 ◆学校が設定した研究活動の目的等の項目に対応させた具体的な改善事例があれば、具体的な内容について、資料を基に記述する。 科研費の採択件数を改善するために研究費は採択状況ならびに審査結果（不採択 A，不採択 B，不採択 C）に応じて傾斜配分を行っている。また，科研費相談会を開催し，経験豊富な教員による申請書の添削やアドバイスを行っている。 「令和 2 年度学科等経費配分内訳（総表）」 資料 A-1-④-(1)-1 「科研費相談会の開催について」 資料 A-1-④-(1)-2
A-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

選択的評価事項 A 目的の達成状況の判断

- ☐ 目的の達成状況が非常に優れている
☒ 目的の達成状況が良好である
☐ 目的の達成状況がおおむね良好である
☐ 目的の達成状況が不十分である

選択的評価事項 A

優れた点

特になし

改善を要する点

地域共同テクノセンターで成果を基に問題点等を把握し，改善提案を議論する必要がある。

選択的評価事項B 地域貢献活動等の状況

評価の視点	
B-1 高等専門学校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。	
観点B-1-① 地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。	
関係法令	(法)第107条 (設)第21条
【留意点】	
○ なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☐ 満たしていると判断する ☒ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。 ■ 定めている □ 定めていない	◇ 定めていることがわかる資料 「秋田工業高等専門学校における地域貢献活動等に関する基本方針」 資料 B-1-①-(1)-1
観点B-1-② 地域貢献活動等の目的等に照らして、活動が計画的に実施されているか。	
【留意点】	
○ 実施体制について分析することは必須ではない。	
関係法令	(法)第107条 (設)第21条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校が設定した地域貢献活動等について、具体的な方針を策定しているか。 ■ 策定している □ 策定していない	◇ 具体的な方針が策定されていることがわかる資料 「秋田工業高等専門学校における地域貢献活動等に関する基本方針」 前出資料 B-1-①-(1)-1 「秋田工業高等専門学校広報・地域交流委員会規則」 資料 B-1-②-(1)-1 「秋田工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則」 資料 B-1-②-(1)-2 「秋田工業高等専門学校地域共同テクノセンター運営委員会規則」 資料 B-1-②-(1)-3 「秋田工業高等専門学校技術相談取扱規則」 資料 B-1-②-(1)-4 「秋田工業高等専門学校図書館運営委員会規則」

	資料 B-1-②-(1)-5 「秋田工業高等専門学校図書室使用規則」 資料 B-1-②-(1)-6 「秋田高専産学協力会規約」 資料 B-1-②-(1)-7 「秋田高専 COC+（プラス）」 資料 B-1-②-(1)-8
(2) (1) の方針に基づき計画的に実施しているか。 ■実施している □実施していない	◇実施状況がわかる資料 「技術相談（ワンストップサービス）」 資料 B-1-②-(2)-1 「秋田高専地域共同テクノセンター技術研究会の開催」 資料 B-1-②-(2)-2 「県内企業を知る会実施要項」 資料 B-1-②-(2)-3 「オープンキャンパス」 資料 B-1-②-(2)-4 「秋田高専進学ガイダンス」 資料 B-1-②-(2)-5 「夏休み自由研究道場」 資料 B-1-②-(2)-6 「きらめき de サイエンス」 資料 B-1-②-(2)-7 「科学つめあわせ便『高専のカガク』の資料」 資料 B-1-②-(2)-8 「プログラミング教室の資料」 資料 B-1-②-(2)-9
観点 B-1-③ 地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ 目的が複数ある場合は、それぞれの目的ごとに、活動の成果がわかる資料を提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する	

☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校が設定した地域貢献活動等の目的等に照らして、成果が認められるか。 ■ 認められる □ 認められない	◇ 活動の成果がわかる資料（活動別参加者数、参加者・利用者アンケート等） 「オープンキャンパスのアンケート」 資料 B-1-③-(1)-1 「進学ガイダンスのアンケート」 資料 B-1-③-(1)-2 「夏休み自由研究道場の議事録」 資料 B-1-③-(1)-3 「科学つめあわせ便『高専のカガク』の議事録」 資料 B-1-③-(1)-4 「図書館学外利用数」 資料 B-1-③-(1)-5 「産学協力会研究会と交流会」 資料 B-1-③-(1)-6 「地域の各種委員会への派遣状況」 資料 B-1-③-(1)-7
観点 B-1-④ 地域貢献活動等に関する問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ 具体的な改善事例については、活動状況とともに効果や成果について示すこと。 ○ 地域貢献活動等に関する問題点を把握しているものの、現状では改善を要する状況にない場合には、問題が生じた際に対応できる体制の整備状況について資料を提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 □ 満たしていると判断する ■ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 観点 B-1-③ で把握した成果を基に問題点等を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備しているか。 □ 整備している ■ 整備していない	◇ 改善の体制がわかる資料 広報・地域交流委員会、地域共同テクノセンター運営委員会および図書館運営委員会で上記成果を基に問題点等を把握し、改善提案を議論する必要がある（要議事録）。 「秋田工業高等専門学校広報・地域交流委員会規則」 前出資料 B-1-②-(1)-1 「秋田工業高等専門学校地域共同テクノセンター運営委員会規則」

	前出資料 B-1-②-(1)-3 「秋田工業高等専門学校図書館運営委員会規則」 前出資料 B-1-②-(1)-5 ◆学校が設定した地域貢献活動等の目的等の項目に対応させた具体的な改善事例があれば、具体的な内容について、資料を基に記述する。 図書館の学外者利用を促すためにチラシを作成して近隣町内へ配布した。以前はほぼ 0 に近かった利用者が増加した。 「図書館市民向けポスター」 資料 B-1-④-(1)-1 「図書館学外利用数」 前出資料 B-1-③-(1)-5
B-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

選択的評価事項B 目的の達成状況の判断 ☐ 目的の達成状況が非常に優れている ☒ 目的の達成状況が良好である ☐ 目的の達成状況がおおむね良好である ☐ 目的の達成状況が不十分である
選択的評価事項B
優れた点 特になし
改善を要する点 広報・地域交流委員会、地域共同テクノセンター運営委員会および図書館運営委員会で成果を基に問題点等を把握し、改善提案を議論する必要がある。